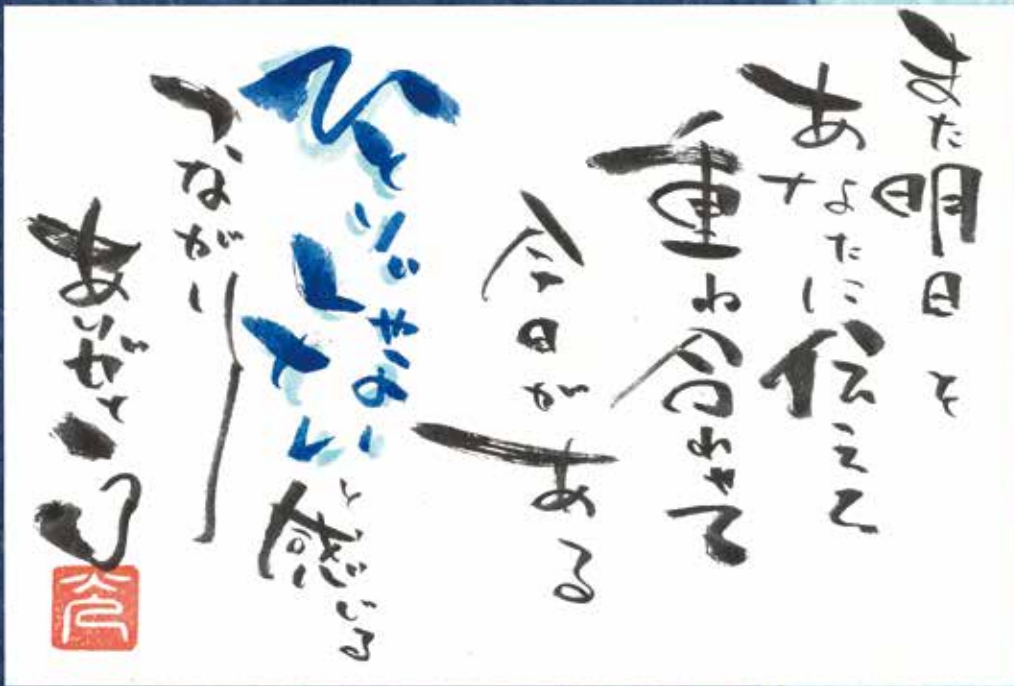


高齢者
のための

介護・支援

サービスガイドブック

令和8年度版



美濃加茂市

表紙に込めた思い

昨今は、「連携・協働」のかけ声のもと、地域コミュニティの再構築や支え合いの大切さについて強い関心が寄せられています。一方で、その「誰かのために」が負担となり、コミュニティから疎遠になってしまうリスクも隣り合わせであることに対する配慮も大切です。

特別な何かをすることだけが「誰かのために」なるのではなく、皆さんの身近な人（家族、友人、知人など）を「気にかけること」「言葉を交わすこと」を通じた「ささやかな」言葉のやりとりや営みという「ごく当たり前の関わり」が大切であることを改めて見つめ直していくことも大切であると思いました。

そうした「ごく当たり前の関わり」が孤独・孤立を和らげます。「ひとりじゃない」の部分を、2つの色（水色・青色）を重ね合わせて表現することで、その意味を込めました。

わたしたちの まちの 介護保険事業計画 を推進中

介護保険では、市区町村（保険者）ごとにどのようなサービスをどのくらい整備するか、また保険料はいくらに設定するかなどを盛り込んだ介護保険事業計画を、3年ごとに策定することになっています。美濃加茂市でも、現在第9期（令和6～令和8年度）の事業計画を推進しています。



介護を社会全体で
支えあうしくみです1

みんなで制度を支えあう大切な財源です3
 ●40歳から64歳までの人（第2号被保険者）の保険料...4
 ●65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料5

介護保険サービスを利用する手順をみてみましょう...7
 ●要介護・要支援認定の申請7
 ●認定調査、主治医の意見書提出8
 ●審査、認定結果の通知9
 ●要介護状態区分とその状態のめやす10
 ●ケアプランを作成し、介護（予防）サービス利用を支援します...11

サービスを利用したときには費用の一部を負担します...14
 ●在宅サービスの費用14
 ●施設サービスの費用15
 ●利用者負担の軽減について16

介護サービス、介護予防サービスが利用できます...17
 ●在宅サービス17
 ●施設サービス20
 ●住宅改修費支給／介護予防住宅改修費支給21
 ●地域密着型サービス23

介護予防・日常生活...24 安心・安全な暮らし...29
 支援総合事業 を支えるサービス
 任意事業26 住まいに関する情報...30
 ひとり暮らしの高齢...27 高齢者の生きがいづくりや社...31
 者のためのサービス 会参加を支援するサービス
 在宅生活を支える高...28 健診のご案内...33
 齢者福祉サービス 高齢者のための相談窓口...34

介護事業者一覧37
 介護事業者マップ45

制度のしくみは？

保険料は？

利用の手順は？

利用の費用は？

利用できるサービスは？

その他のサービス

事業者一覧

介護保険法から抜粋

(目的)

第一条

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、**これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう**、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。



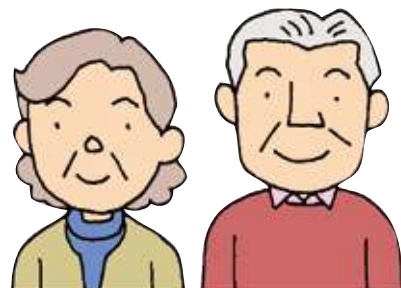
自立した生活に向けた
サービスを受けるための
保険なのね!

(国民の努力及び義務)

第四条

国民は、**自ら要介護状態となることを予防するため**、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して**常に健康の保持増進に努めるとともに**、**要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより**、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

悪くならないようにするために、
自ら努力する
ことが大切なのね!



令和8年度改正のポイント

令和8年4月から

- 介護保険料の所得段階について、第1段階と第2段階、第4段階と第5段階を分ける基準となる金額が変わりました

令和8年8月から

- 高額介護サービス費と特定入所者介護サービス費の支給要件の一部が変わります
- 介護保険施設を利用したときの基準費用額と負担限度額が一部変わります

*掲載している内容については、今後見直される場合があります。

制度の
しくみは
？

介護を社会全体で 支えあうしくみです

美濃加茂市(保険者)

- 介護保険制度を運営し、介護サービスを整備します。
- 保険料を賦課及び徴収し、被保険者証、介護保険負担割合証を交付します。
- 要介護・要支援の認定を行います。

長寿支援センター(地域包括支援センター)

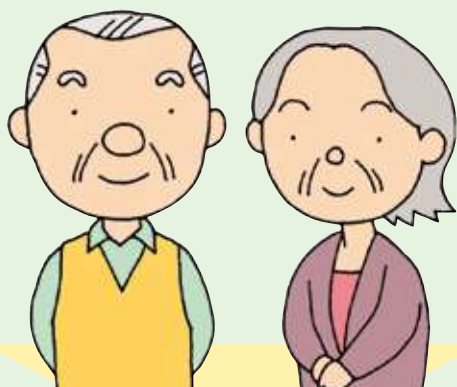
高齢者が自立して生活できるよう、さまざまな支援を行います。



被保険者

- 保険料を納めます。
- 要介護または要支援認定を受けて、サービスを利用します。
- 利用者負担分を支払います。

65歳以上の人
(第1号被保険者)



サービスを利用できるのは

介護が必要と認定された人(どんな病気やけがが原因で介護が必要になったのかは問われません)

40歳から64歳までの人
(第2号被保険者)



サービスを利用できるのは

特定疾病(右ページ参照)が原因となって、介護が必要であると認定された人(特定疾病以外の原因で介護が必要になった場合は、介護保険の対象にはなりません)

介護保険は、40歳以上のみなさんが加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要になったときには、介護サービスを利用できる制度です。住みなれたまちでいつまでも安心して暮らせるように、美濃加茂市が運営しています。

サービス事業者

- 指定を受けた民間企業、NPO法人、社会福祉法人、医療法人などが、在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスなどを提供します。



介護支援専門員（ケアマネジャー）とは

介護の知識を幅広くを持った専門家で、利用者の状態にあわせて居宅（介護予防）サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービス事業者の手配をしたり、利用者がサービスを適切に利用できるように支援する役割を担っています。施設サービスを希望する利用者には、施設を紹介します。



特定疾病とは

外傷に起因する疾患（例：外傷性脳出血、外傷性の認知症）は該当しない

- **がん**
(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- **関節リウマチ**
- **筋萎縮性側索硬化症**
- **後縦靭帯骨化症**
- **骨折を伴う骨粗しょう症**
- **初老期における認知症**
(アルツハイマー病、脳血管性認知症等)
- **進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病**
- **脊髄小脳変性症**
- **脊柱管狭窄症**
- **早老症**
- **多系統萎縮症** (シャイ・ドレーガー症候群)
- **糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症**
- **脳血管疾患** (脳出血、脳梗塞等)
- **閉塞性動脈硬化症**
- **慢性閉塞性肺疾患**
(肺炎腫、慢性気管支炎、気管支喘息等)
- **両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症**

被保険者証を大切に！



こんなときに
必要です

- 要介護認定の申請
- ケアプランの作成
- サービスの利用

※保険証には有効期限がなく生涯使用できます。大切に保管してください。

65歳以上の人は

65歳になった月（65歳の誕生日の前日の属する月）に交付されます。

40歳から64歳までの人は

要支援・要介護と認定された人や、被保険者証の交付を申請した人に交付されます。

介護保険負担割合証が交付されます

介護保険の認定を受けている人には、介護保険負担割合証が交付されます。サービスを利用するときの利用者負担の割合が記載されています。

- 有効期間は1年間（8月～翌年7月）です。

保険料は？

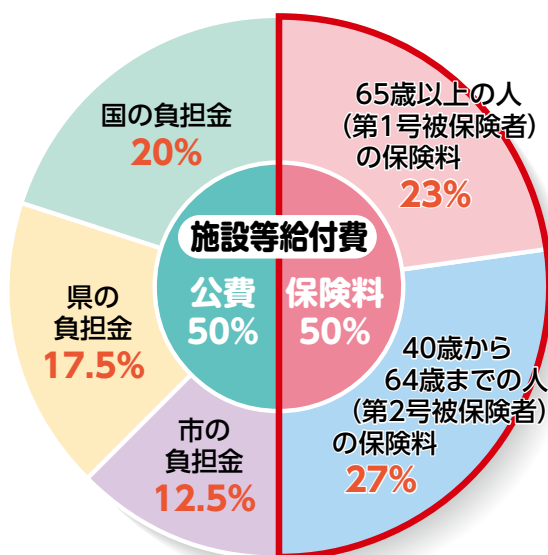
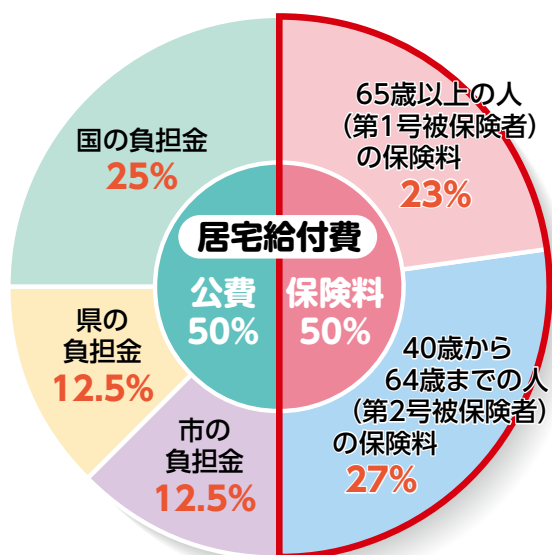
みんなで制度を支えあう大切な財源です

介護保険は、40歳以上の人々が納める保険料と、国や自治体の負担金、利用者負担を財源に運営されています。保険料は美濃加茂市の介護保険を運営していく大切な財源です。介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。



サービスの利用者負担

財源の約半分が保険料です

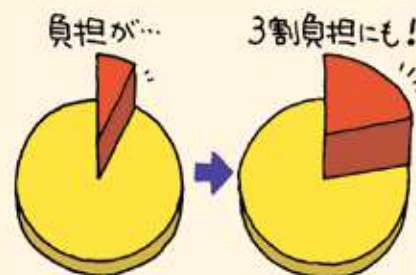


保険料を納めないでいると

第1号、第2号被保険者ともに、保険料を納めないでいると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

- 1年以上…費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分が支払われます。
- 1年6か月以上…保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなります。
- 2年以上…利用者負担が3割※に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。

※利用者負担が3割の人は、4割に引き上げられます。



65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

決め方

介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出される基準額をもとに、みなさんの所得に応じて設定されます。令和6年度から、保険料が変わっています。

$$\text{保険料基準額（年額）} = \frac{\text{美濃加茂市の介護保険にかかる費用のうち第1号被保険者負担分}}{\text{美濃加茂市の第1号被保険者数}}$$

保険料（令和6年度～令和8年度の介護保険料年額）

美濃加茂市の令和6年度～令和8年度介護保険料基準額（年額）：67,200円

この基準額をもとに、みなさんの所得状況に応じて、下のように、所得段階を設定しています。

令和8年4月から 第1・2段階、第4・5段階を区分する基準となる金額が、「80万9,000円」から「82万6,500円」に変わりました。

令和8年度の所得段階区分別保険料

(※)小数点以下切り上げ

段階	所得段階区分	保険料年額	参考保険料月額(※)	割合
第1段階	・生活保護受給者 ・市民税世帯非課税で、老齢福祉年金受給者または本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82万6,500円以下	19,150円	1,596円	0.285
第2段階	市民税世帯非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下	32,590円	2,716円	0.485
第3段階	市民税世帯非課税で、上記以外の人	46,030円	3,836円	0.685
第4段階	市民税本人非課税（世帯に市民税課税者がいる場合）で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82万6,500円以下	57,120円	4,760円	0.850
第5段階	市民税本人非課税（世帯に市民税課税者がいる場合）で、上記以外の人	67,200円	5,600円	1.000
第6段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が120万円未満	73,920円	6,160円	1.100
第7段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	84,000円	7,000円	1.250
第8段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	100,800円	8,400円	1.500
第9段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	107,520円	8,960円	1.600
第10段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	127,680円	10,640円	1.900
第11段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	141,120円	11,760円	2.100
第12段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	154,560円	12,880円	2.300
第13段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が720万円以上800万円未満	161,280円	13,440円	2.400
第14段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満	168,000円	14,000円	2.500
第15段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満	174,720円	14,560円	2.600
第16段階	市民税本人課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上	181,440円	15,120円	2.700

●老齢福祉年金…明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、ほかの年金を受給できない人に支給される年金です。

●合計所得金額…収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで、第1～5段階の人は公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

●所得段階 第1～3段階の保険料額について…低所得者への保険料軽減強化により、公費が投入されて保険料額が軽減されています。

令和8年度の特例

令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額引き上げの影響により介護保険料の段階が変わりうる人については、令和8年度の介護保険料に限り、合計所得金額に給与所得が含まれている場合、合計所得金額の算定および市民税課税・非課税の判定において控除が従前と同様となるよう調整します。そのため、令和8年度で税法上は市民税非課税となっても、介護保険料の算定に限り市民税課税とみなす場合があります。

納め方

保険料は受給している年金の額などによって納め方が異なります。なお、第1号被保険者の保険料は65歳の誕生日の前日が属する月の分から納めます。

年金が年額18万円以上の人

特別徴収 で納めます

納め方

年6回の年金の定期支払いの際に、年金*の受給額から介護保険料があらかじめ差し引かれます。



※老齢基礎年金・厚生年金などの老齢（退職）年金のほか、遺族年金、障害年金も特別徴収の対象となります。

仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)
前年の所得が確定していないため、原則として前年度2月の保険料額と同額を納めます。			確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を、3回に分けて納めます。		

次の人は普通徴収になります

- 年度の途中で65歳になった人
- 年度の途中で転入してきた人
- 年度の途中で所得段階の区分が変更になった人で、
保険料が下がる場合

年金の受給額が年額18万円以上の方は、その月から6か月をめぐりに特別徴収に切り替わる予定です。

年度の途中で 65歳になる人の 保険料は

誕生日の前日が属する月の分から第1号被保険者分の保険料を納めていただきます。この場合、すぐに年金からの差し引きとはなりません。納付書が送られてきますので、指定の金融機関などで納めること（普通徴収）になります。

※65歳になった月以降も医療保険の保険料に介護保険分が含まれていますが、これは4月から65歳になる月の前月までの分を年度末までの納期に分けているため、保険料を二重に納めているわけではありません。

年金が年額18万円未満の人

普通徴収 で納めます

納め方

期日までに、市から送付されてくる納付書で、金融機関などを通じて納めます。

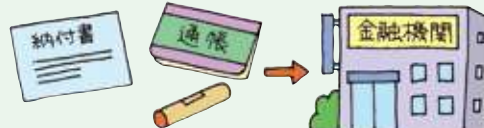
口座振替で納めましょう

普通徴収の方は、原則口座振替をご利用ください。

※口座振替の手続き直後の月や口座の残高不足などにより自動引き落としがされなかった場合には、納付書で納めていただきます。

これらを持って美濃加茂市指定の金融機関でお申し込みください

- 納付書
- 預貯金通帳
- 通帳の届出印



口座振替の場合は決められた納期期日に引き落としとなりますので、残高をご確認ください。

仮徴収			本徴収								
4月	5月	6月	7月 (1期)	8月 (2期)	9月 (3期)	10月 (4期)	11月 (5期)	12月 (6期)	1月 (7期)	2月 (8期)	3月 (9期)
仮算定廃止により納付はありません。			確定した年間保険料額を、1～9期に分けて納めていただきます。								

利用の 手順は ？

介護保険サービスを利用する 手順をみてみましょう

※介護予防・日常生活支援総合事業を利用する場合は、P24をご覧ください。

●申請から利用までの流れ

要介護・要支援認定の申請

介護が必要になったら、まず申請します

介護サービスを利用するためには、本人または家族が美濃加茂市の介護保険窓口にて「要介護・要支援認定」の申請をします。

申請に 必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
(マイナンバーの記入が必要です)
 - 介護保険被保険者証
 - 医療保険に加入していることが確認できるもの(40歳から64歳までの人)
- ※上記のほか、本人や代理人の身元確認書類等が必要です。



本人または家族が申請に行くことができない場合などには、成年後見人等、長寿支援センターまたは指定居宅介護支援事業者や介護保険施設などに、申請を代行してもらうこともできます。

入院している人の認定申請をする場合

認定調査および医師の意見書作成は、身体状況が安定した状態において実施できます。退院決定前や、入院中で身体状況が不安定な場合には、身体状況が安定した時期をみて申請をしてください。

なお、認定結果が出るまでに約1か月かかりますが、認定（要支援1・2、要介護1～5）が出た場合、申請日から認定結果が出るまでに利用した介護保険サービス分も支給対象となります。

認定申請と同時に介護保険の居宅（介護予防）サービスを利用する場合

申請と同時に、居宅介護支援事業者を選定し、居宅サービス計画作成依頼届の提出が必要になります。

要支援1・2または要介護1～5と認定が出た場合は、申請日から認定結果が出るまでに利用した介護保険サービス分も支給対象となりますが、非該当と認定された場合は、利用した介護保険サービス分は全額自己負担となります。

介護サービスを利用するためには、美濃加茂市に申請して「介護や支援が必要な状態である」と認定される必要があります。窓口で申請すると、認定調査、主治医の意見書提出、審査を経て、介護が必要な状態かどうか、またどのくらいの介護が必要であるかが決められます。

認定調査



どのくらいの介護が必要か、調査が行われます

調査日程の調整は、認定申請書提出時に窓口来庁者と行います。後日調査日程にあわせて市の職員などが自宅や病院を訪問し、心身の状況について本人や家族から聞き取り調査を行います。調査は全国共通の調査票にもとづき、下記のような基本調査や概況調査などを受けることとなります。この調査にかかる時間は、およそ1時間半くらいです。

利用の手順は？

主な調査項目

基本調査

- 麻痺等の有無
- 拘縮の有無
- 寝返り
- 起き上がり
- 座位保持
- 両足での立位保持
- 歩 行
- 立ち上がり
- 片足での立位
- 洗 身
- 視 力
- 聴 力
- 移 乗
- 移 動
- えん下
- 食事摂取
- 排 尿
- 排 便
- 清 潔
- 衣服着脱
- 外出頻度
- 意思の伝達
- 記憶・理解
- 大声を出す
- ひどい物忘れ
- 薬の内服
- 金銭の管理
- 日常の意思決定
- 過去14日間に受けた医療
- 日常生活自立度

概況調査

特記事項

主治医の意見書提出

本人の主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。関係書類（提出依頼文書・実際に主治医に記入してもらう書類・返信用封筒など）は、認定申請書提出時に市で準備して窓口来庁者にお渡ししますので、できるだけ早く病院などの医療機関に提出してください。主治医が作成した意見書は、関係書類に同封されている返信用封筒で医療機関から市へ直接送付されます。

また、かなりの遠方であるなど、本人や家族または担当のケアマネジャーが直接病院に届けることができない特別な事情がある場合は、郵送します。



※主治医に、長期間受診を受けていないときは改めて受診が必要となります。

審査

- 1 調査票の結果はコンピュータ処理され、どのくらいの介護サービスが必要かの指標となる「要介護状態区分」が示されます（1次判定）。
- 2 コンピュータ判定の結果と、特記事項、主治医の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家による介護認定審査会が審査（2次判定）し、どのくらいの介護が必要かを示す要介護状態区分が判定されます。

介護認定審査会とは？

市が任命する保健・医療・福祉の専門家で構成され、審査は全国一律の基準に従って行います。認定調査結果に主治医の意見書を合わせ、市から審査依頼を行います。



認定結果の通知

介護認定審査会の審査結果にもとづき、市は予防的な対策が必要な「要支援1・2」、介護が必要な「要介護1～5」、介護保険の対象とならない「非該当」の区分に分けて認定します。認定後、その結果が記載された認定結果通知書と被保険者証が届きます。

認定結果通知書に記載されていること

あなたの要介護状態区分、認定の有効期間など

保険証に記載されていること

あなたの要介護状態区分、認定の有効期間、支給限度額（注）など

（注）支給限度額▶詳しい説明はP14にあります。



認定結果等に納得できないとき

要介護・要支援認定の結果などに疑問や不服がある場合は、まずは市の窓口までご相談ください。その上で納得できない場合には、3か月以内に県に設置されている「介護保険審査会」に審査請求をすることができます。

※審査結果が通知されるまでの間は、認定された要介護状態区分でサービスを利用します。

要介護・要支援認定の有効期間内に 心身の状態が悪化したとき

有効期間内に心身の状態が変化して、現在の要介護等の状態区分に該当しなくなった場合には、市に区分の変更を申請してください（手続きは初回と同じです）。



要介護状態区分とその状態のめやす

要介護状態区分

心身の状態の例

非該当

- ・歩行や起き上がりなどの日常生活の基本的な動作を自分で行うことができる。
- ・薬の内服、電話の利用などの日常生活動作を行うことができる。

基本チェックリストで生活機能の低下がみられた場合

※保険給付によるサービスは受けられませんが、基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた場合、市が行う介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

介護予防・生活支援サービス事業が利用できます
(次ページ上段へ)

要支援1

- ・社会的支援を部分的に要する状態
- ・基本的な日常生活は、ほぼ自分で行うことができるが、要介護状態にならないように何らかの支援が必要。

要支援2

- ・重い認知症等がなく心身の状態も安定しており、社会的支援を要する状態
- ・要支援1の状態より基本的な日常生活を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要。

要介護1

- ・心身の状態が安定していないか、認知症等により部分的な介護を要する状態
- ・基本的な日常生活や身の回りの世話などに一部介助が必要。
- ・立ち上がりなどに支えが必要。

要介護2

- ・軽度の介護を要する状態
- ・食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに一部または多くの介助が必要。
- ・立ち上がりや歩行に支えが必要。

要介護3

- ・中度の介護を要する状態
- ・食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに多くの介助が必要。
- ・立ち上がりなどが自分でできない。歩行が自分でできないことがある。

要介護4

- ・重度の介護を要する状態
- ・食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに全面的な介助が必要。
- ・立ち上がりなどがほとんどできない。歩行が自分でできない。
- ・認識力、理解力などに衰えが見え、問題行動もある。

要介護5

- ・最重度の介護を要する状態
- ・日常生活や身の回りの世話全般にわたって全面的な介助が必要。
- ・立ち上がりや歩行がほとんどできない。
- ・認識力、理解力などに衰えが見え、問題行動もある。

介護予防サービスが利用できます
(次ページ中段へ)

介護サービスが利用できます
(次ページ下段へ)

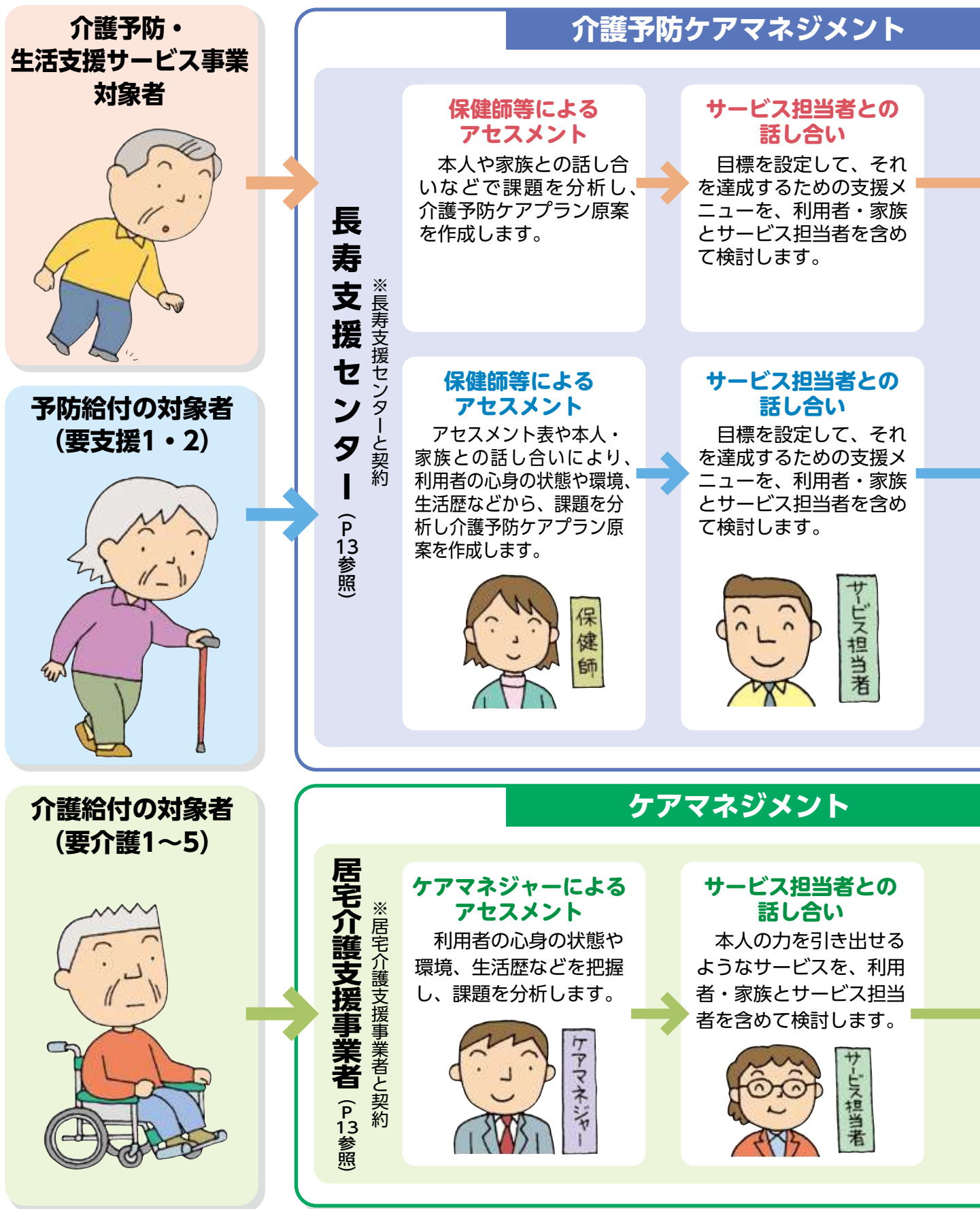
予防給付対象者

介護給付対象者

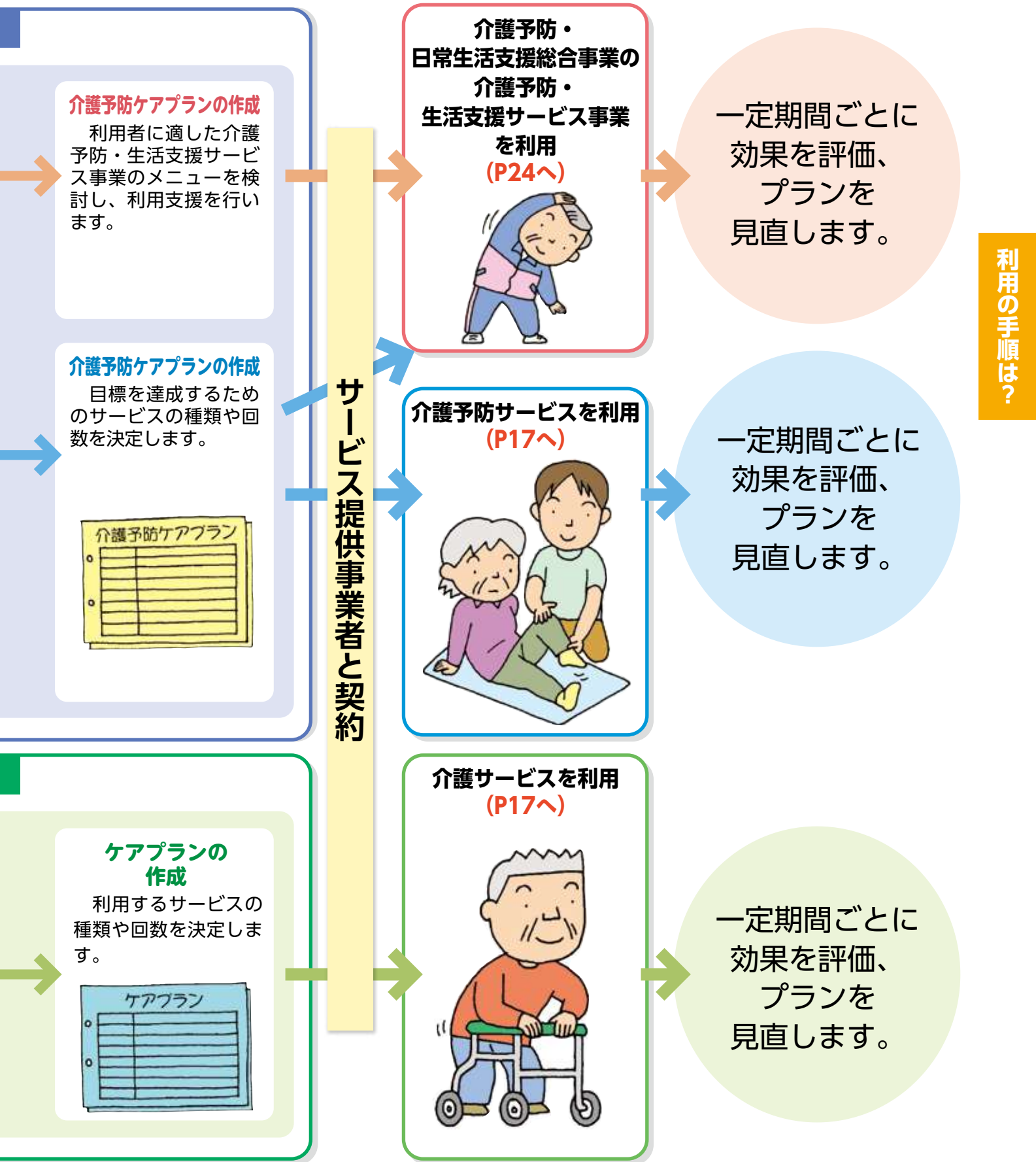
利用の手順は？

ケアプランを作成し、介護(予防)サービス利用を支援します

介護サービス・介護予防サービス等を利用する場合、個人に合わせたケアプラン・介護予防ケアプランにもとづきサービスを利用します。



介護サービスはケアマネジャーがケアプランを、介護予防サービスは保健師等が中心となって介護予防ケアプランを作成します。



長寿支援センター

長寿支援センターは、高齢者の生活を総合的に支えていくために設置されています。住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、高齢者本人や家族、地域住民、ケアマネジャーなどの介護に関する悩みや問題に対し、関係機関と連携して解決に努め、地域の高齢者や家族等を支援します。

保健師等

社会福祉士

リーダー的な
ケアマネジャー
(主任ケアマネジャー)

長寿支援センターが行うおもな事業

■ 地域の高齢者への総合的な支援（包括的支援事業）

● 介護予防ケアマネジメント

支援や介護が必要となるおそれのある高齢者に対し、介護予防サービスや介護予防事業などで介護予防の支援をします。

● 総合相談

様々な相談を受け、状況把握を行い、専門的、または緊急の対応が必要かどうかを判断し、必要に応じて関係機関と連携する等の支援をします。緊急時には、支援計画を立て、適切なサービスへつなぐお手伝いをします。

● 権利擁護事業

消費者問題や虐待の早期発見・対応、成年後見制度の紹介など、高齢者の権利を守り安心して暮らしていけるよう支援します。

● 地域におけるネットワークの構築業務

地域におけるさまざまな関係者とのネットワークを構築し、包括的・継続的なケアマネジメントを行うなど、長寿支援センターの3職種（保健師等・社会福祉士・主任ケアマネジャー）が専門性を活かし、公平・公正な運営を図ります。

名称	所在地	担当区域	電話	FAX
美濃加茂市 西部長寿支援センター	〒505-0037 前平町一丁目257	太田小・ 加茂野小学校区	24-7007	24-7008
美濃加茂市 中部長寿支援センター	〒505-0038 中部台6-13-5 在宅支援総合センター ここから	山手小・山之上小・ 蜂屋小・伊深小・ 三和小学校区	49-8591	49-8592
美濃加茂市 東部長寿支援センター	〒505-0011 下米田町東栃井81-2	古井小・ 下米田小学校区	50-1777	50-1788

居宅介護支援事業者



市の指定を受けた、介護支援専門員（ケアマネジャー）がいる事業者です。要介護認定の申請の代行^{*}や、ケアプランの作成を依頼することができ、サービス事業者との連絡・調整などを行っています。

^{*}申請代行ができる事業者は厚生労働省令で定められます。

利用の費用は？

サービスを利用したときには費用の一部を負担します

利用者はケアプランにもとづいてサービスを利用し、実際にかかるサービス費用の一部を支払います。

利用者負担の割合は、原則としてサービスにかかった費用の1割、2割、または3割です。

負担割合は「介護保険負担割合証」に記載されていますので、ご確認ください。

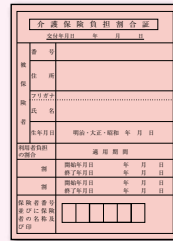
●利用者負担の割合

3割	①②の両方に該当する人 ① 本人の合計所得金額※ ¹ が220万円以上 ② 同じ世帯にいる65歳以上の人の「年収入+その他の合計所得金額※ ² 」が ・単身世帯=340万円以上 ・2人以上世帯=463万円以上
2割	上記「3割」の対象とならない人で ①② の両方に該当する人 ① 本人の合計所得金額※ ¹ が160万円以上 ② 同じ世帯にいる65歳以上の人の「年収入+その他の合計所得金額※ ² 」が ・単身世帯=280万円以上 ・2人以上世帯=346万円以上
1割	上記以外の人 ・第2号被保険者、市民税非課税の人、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担です。

※1 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得または公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

※2 合計所得金額から「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額のことで、その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

介護保険負担割合証



要介護・要支援認定者や事業対象者には、利用者負担の割合が記載されている「介護保険負担割合証」が交付されます。サービスを利用するときは介護保険の保険証と一緒に提示してください。

利用の手順は？

利用の費用は？

在宅サービスの費用

おもな在宅サービスなどでは、介護保険からの給付に支給限度額が決められています。限度額内でサービスを利用するときは、利用者負担の割合分を負担しますが、限度額を超えた場合は、超えた分は全額利用者の負担になります。

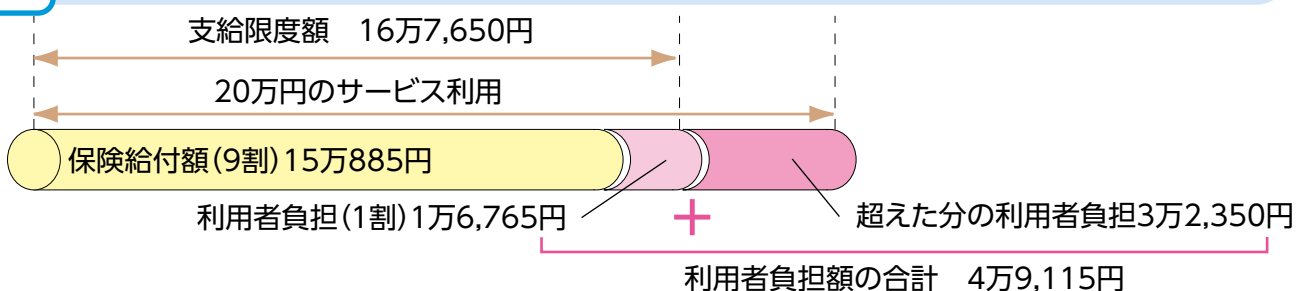
■おもな在宅サービスなどの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※上記の金額は標準地域の場合です（介護保険が負担する分も含んだ額です）。

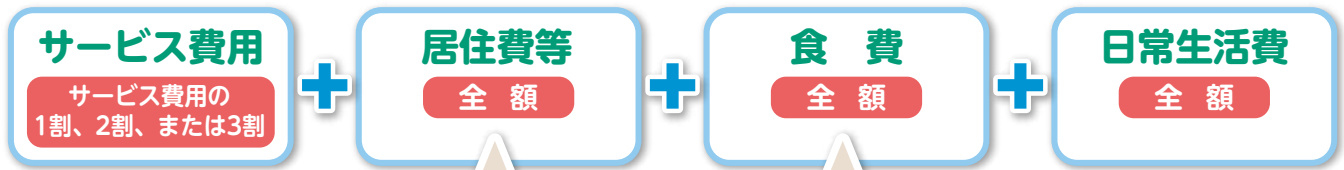
※事業対象者は原則として要支援1の限度額が設定されます。

例 要介護1の人が、20万円のサービスを利用した場合（1割負担の場合）



施設サービスの費用

施設を利用したサービスの場合、利用者負担割合（利用者負担の割合についてはP14参照）分のほかに、居住費等、食費、日常生活費が利用者の負担となります。



基準費用額

居住費等・食費の利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

令和8年8月から 食費が【 】内の金額に変わります。

■基準費用額（1日につき）●介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合は、（ ）内の金額になります。

居住費等				食費
ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	
2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円または697円※ (915円)	1,445円 【1,545円】

※介護老人保健施設および介護医療院のうち、室料負担のある多床室を利用した場合は、697円です（短期入所療養介護も同様）。

居住費等・食費が軽減される場合があります

低所得の人は申請して認められた場合「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費等・食費は負担限度額までの負担になります。基準費用額との差額※は「特定入所者介護サービス費」でまかなわれます。
※施設と利用者間で契約された居住費等・食費が基準費用額を下回っている場合は、契約内容との差額となります。

■負担限度額（1日につき）

利用者負担段階		居住費等				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 生活保護の受給者	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、その他の合計所得金額※+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万9,000円以下の人	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階①	本人および世帯全員が市民税非課税で、その他の合計所得金額※+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万9,000円超120万円以下の人	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 【680円】	1,000円 【1,030円】
第3段階②	本人および世帯全員が市民税非課税で、その他の合計所得金額※+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人	1,370円 【1,470円】	1,370円 【1,470円】	1,370円 【1,470円】 (880円) 【(980円)】	430円 【430円】 【530円】	1,360円 【1,420円】	1,300円 【1,360円】

●介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額になります。

※収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ここから公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

令和8年8月から 下線部の金額が82万6,500円に変わります。また、居住費等・食費が【 】内の金額に変わります。第3段階②の多床室については、介護老人福祉施設、介護老人保健施設および介護医療院のうち室料負担のある多床室を利用した場合（短期入所サービスも同様）は530円になります。それ以外の施設は430円です。

上の表に当てはまっても次のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。

- 市民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が市民税課税の場合
- 市民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも、預貯金等が下記の場合

- ・第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
- ・第2段階：預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
- ・第3段階①：預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
- ・第3段階②：預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

※第2号被保険者（40～64歳の医療保険加入者）は上記にかかわらず、預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合。

※生活保護の受給者に預貯金等の要件はありません。

利用者負担の軽減について

介護（介護予防）サービスの利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担（利用者負担の割合についてはP14参照）の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。ただし、支給限度額を超えた利用者負担分などについては対象になりません。



■利用者負担の上限（1か月）

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
課税所得690万円以上	140,100円
課税所得380万円以上690万円未満	93,000円
課税所得145万円以上380万円未満	44,400円
一般 市民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合	44,400円
市民税世帯非課税等	24,600円
<ul style="list-style-type: none"> ● 合計所得金額^{※1}および課税年金収入額の合計が80万9,000円以下^{※2}の人 ● 老齢福祉年金の受給者 	個人 15,000円
<ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護の受給者 ● 利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合 	個人 15,000円 15,000円

※1 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ここから公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

※2 令和8年8月から 82万6,500円以下に変わります。

■市に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。

介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になった場合、高額介護サービス費（介護保険）、高額療養費（医療保険）を適用したあとの年間（8月～翌年7月）の自己負担額を合算して、定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

■高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（8月～翌年7月の算定分）

所得（基礎控除後の総所得金額等）	70歳未満の人がいる世帯	所得区分	70～74歳の人がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
市民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ [※]	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

- 毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。
- 支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

その他、社会福祉法人等による利用者負担軽減があります

利用の費用は？



利用できるサービスは？

介護サービス、介護予防サービスが利用できます

要介護1～5／要支援1・2／総合事業対象の人が利用できるサービス
(介護給付／予防給付／介護予防・生活支援サービス事業)

在宅サービス ※サービスの種類の項で下段に細字で示されているものは、要支援1・2の人が利用できるサービスの名称です。

※利用者の負担は原則として、ここに記載された費用のめやすの1割、2割、または3割となります。

通所して利用する	サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人												
	<p>通所介護 (デイサービス) 通所型サービス</p> 	<p>通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。</p> <p>■サービス費用のめやす 通常規模の事業所の場合 (7時間以上8時間未満)※送迎を含む</p> <p>要介護1～5 ▼ 6,672円～11,640円</p>	<p>介護予防・生活支援サービス事業(P25参照)の「通所型サービス」として、デイサービスが利用できます。通所型サービス施設で、日常生活上の支援などを行うほか、その人の目標に合わせたサービス(栄養改善、口腔機能向上)を提供します。</p> <p>■サービス費用のめやす(月単位の定額) ※送迎、入浴を含む</p> <table border="1" data-bbox="932 1093 1449 1227"> <tr> <td>週1回程度の利用</td> <td>要支援1 ▶</td> <td>1か月18,231円</td> </tr> <tr> <td>週2回程度の利用</td> <td>要支援2 ▶</td> <td>1か月36,716円</td> </tr> <tr> <td>栄養改善</td> <td>▶</td> <td>1か月 2,028円</td> </tr> <tr> <td>口腔機能向上(Ⅰ)</td> <td>▶</td> <td>1か月 1,521円</td> </tr> </table>	週1回程度の利用	要支援1 ▶	1か月18,231円	週2回程度の利用	要支援2 ▶	1か月36,716円	栄養改善	▶	1か月 2,028円	口腔機能向上(Ⅰ)	▶	1か月 1,521円
週1回程度の利用	要支援1 ▶	1か月18,231円													
週2回程度の利用	要支援2 ▶	1か月36,716円													
栄養改善	▶	1か月 2,028円													
口腔機能向上(Ⅰ)	▶	1か月 1,521円													
	<p>通所リハビリテーション (デイケア) 介護予防通所リハビリテーション</p> 	<p>介護老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。</p> <p>■サービス費用のめやす 通常規模の事業所の場合 (7時間以上8時間未満)※送迎を含む</p> <p>要介護1～5 ▼ 7,749円～14,024円</p>	<p>介護老人保健施設や医療機関等で、日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせたサービス(栄養改善、口腔機能向上)を提供します。</p> <p>■サービス費用のめやす(月単位の定額) ※送迎、入浴を含む</p> <table border="1" data-bbox="932 1563 1449 1697"> <tr> <td>要支援1 ▶</td> <td>1か月23,065円</td> </tr> <tr> <td>要支援2 ▶</td> <td>1か月42,998円</td> </tr> <tr> <td>栄養改善</td> <td>▶1か月 2,034円</td> </tr> <tr> <td>口腔機能向上(Ⅰ)</td> <td>▶1か月 1,525円</td> </tr> </table>	要支援1 ▶	1か月23,065円	要支援2 ▶	1か月42,998円	栄養改善	▶1か月 2,034円	口腔機能向上(Ⅰ)	▶1か月 1,525円				
要支援1 ▶	1か月23,065円														
要支援2 ▶	1か月42,998円														
栄養改善	▶1か月 2,034円														
口腔機能向上(Ⅰ)	▶1か月 1,525円														

通所型サービス、介護予防通所リハビリテーションには、利用者の目標に応じて単独で、あるいは複数を組み合わせて利用できるサービスがあります。

栄養改善

管理栄養士等が、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りや食材購入方法の指導、情報提供などを行います。

口腔機能向上

歯科衛生士や言語聴覚士等が、歯みがきや義歯の手入れ法の指導や、摂食・えん下機能を向上させる訓練などを行います。

サービスの種類

要介護1～5の人

要支援1・2の人

**訪問介護
(ホームヘルプ)
訪問型サービス**



ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助(介護タクシー)も利用できます。

■サービス費用のめやす

身体介護(20分以上30分未満)

▼
2,491円

生活援助(20分以上45分未満)

▼
1,827円

※早朝、夜間、深夜などは加算あり

通院のための乗車または降車の介助

▼
990円

※移送にかかる費用は別途自己負担

介護予防・生活支援サービス事業(P25参照)の「訪問型サービス」として、ホームヘルパーによるサービスが受けられます。利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支え合い・支援サービスが受けられない場合等に利用できます。

■サービス費用のめやす(月単位の定額)

週1回程度の利用 要支援1・2

▼
1か月12,006円

週2回程度の利用 要支援1・2

▼
1か月23,983円

週2回程度を超える利用 要支援2のみ

▼
1か月38,052円

※身体介護・生活援助の区分はありません。
※乗車・降車等介助は利用できません。

**訪問入浴介護
介護予防
訪問入浴介護**



介護職員と看護職員が家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。

■サービス費用のめやす

12,925円

居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。

■サービス費用のめやす

8,739円

訪問リハビリテーション

介護予防
訪問リハビリテーション



居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。

■サービス費用のめやす(1回につき)

3,132円

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。

■サービス費用のめやす(1回につき)

3,030円

**訪問看護
介護予防訪問看護**



疾患等を抱えている人に対して、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

■サービス費用のめやす

訪問看護ステーションから(30分未満)

▼
4,808円

病院または診療所から(30分未満)

▼
4,073円

疾患等を抱えている人に対して、看護師などが居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

■サービス費用のめやす

訪問看護ステーションから(30分未満)



▼
4,604円

病院または診療所から(30分未満)

▼
3,900円

介護サービス、介護予防サービスが利用できます

訪問を受けて利用する	サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
居宅での暮らしを支える	居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導 	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。 ■サービス費用のめやす <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; text-align: center;"> 医師が行う場合 ▼ 5,150円(1か月に2回まで) </div>	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。 ■サービス費用のめやす <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; text-align: center;"> 医師が行う場合 ▼ 5,150円(1か月に2回まで) </div>
	福祉用具貸与 介護予防 福祉用具貸与 	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。 <ul style="list-style-type: none"> ● 車いす ● 車いす付属品 ● 特殊寝台 ● 特殊寝台付属品 ● 床ずれ防止用具 ● 体位変換器 ● 手すり (工事をとまなわないもの) ● スロープ (工事をとまなわないもの) ● 歩行器 ● 歩行補助つえ ● 認知症高齢者徘徊感知機器 ● 移動用リフト (つり具の部分を除く) ● 自動排泄処理装置 (原則として要介護4・5の人のみ) ■サービス費用のめやす 実際に貸与に要した費用に応じて異なります。	福祉用具のうち介護予防に資するものについて貸与を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ● 手すり (工事をとまなわないもの) ● スロープ (工事をとまなわないもの) ● 歩行器 ● 歩行補助つえ ■サービス費用のめやす 実際に貸与に要した費用に応じて異なります。
次の福祉用具は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することができます。			
● 固定用スロープ ● 歩行器 (歩行車を除く) ● 単点杖 (松葉づえを除く) と多点杖			
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 	入浴や排泄などに使用する福祉用具を販売し、その購入費を支給します(年間〈4/1～3/31〉10万円までの購入費に対して、その9割、8割、または7割を上限に支給)。 <ul style="list-style-type: none"> ● 腰掛け便座 ● 入浴補助用具 ● 自動排泄処理装置の交換可能部品 ● 簡易浴槽 ● 移動用リフトのつり具の部分 ● 排泄予測支援機器 	介護予防に資する入浴や排泄などに使用する福祉用具を販売し、その購入費を支給します(年間〈4/1～3/31〉10万円までの購入費に対して、その9割、8割、または7割を上限に支給)。 <ul style="list-style-type: none"> ● 腰掛け便座 ● 入浴補助用具 ● 自動排泄処理装置の交換可能部品 ● 簡易浴槽 ● 移動用リフトのつり具の部分 ● 排泄予測支援機器 	
福祉用具貸与の対象用具のうち次の福祉用具は購入することができます。			
● 固定用スロープ ● 歩行器 (歩行車を除く) ● 単点杖 (松葉づえを除く) と多点杖			
住宅改修費支給 介護予防 住宅改修費支給 	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円までの工事費に対して、その9割、8割、または7割を上限に費用を支給します。 ■事前の申請が必要になります。	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円までの工事費に対して、その9割、8割、または7割を上限に費用を支給します。	
※詳しくはP21をご参照ください。			

	サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
短期間入所する	短期入所生活介護／短期入所療養介護 (ショートステイ) 介護予防短期入所生活介護／介護予防短期入所療養介護 	介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 ■サービス費用のめやす ●短期入所生活介護 介護老人福祉施設(併設型・多床室)の場合(1日につき) 要介護1～5 ▶ 6,132円～8,990円 ●短期入所療養介護 介護老人保健施設(多床室)の場合(1日につき) 要介護1～5 ▶ 8,416円～10,667円 ●特定短期入所療養介護 (難病やがん末期の要介護者が利用した場合) 4時間以上6時間未満 9,399円 連続した利用は30日まで	介護老人福祉施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 ■サービス費用のめやす ●介護予防短期入所生活介護 介護老人福祉施設(併設型・多床室)の場合(1日につき) 要支援1 ▶ 4,586円 要支援2 ▶ 5,705円 ●介護予防短期入所療養介護 介護老人保健施設(多床室)の場合(1日につき) 要支援1 ▶ 6,215円 要支援2 ▶ 7,848円 連続した利用は30日まで
	特定施設入居者生活介護 介護予防 特定施設入居者生活介護 	有料老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。 ■サービス費用のめやす(1日につき) 要介護1～5 ▶ 5,495円～8,243円	有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。 ■サービス費用のめやす(1日につき) 要支援1 ▶ 1,855円 要支援2 ▶ 3,173円

利用できるサービスは？

施設サービス ※要介護1～5の人が利用できます(要支援1・2の人は利用できません)。

	サービスの種類	要介護1～5の人
施設に入所する	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ■サービス費用のめやす(1日につき) (多床室の場合) 要介護1～5 ▶ 5,972円～8,831円	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。 ※新規入所は原則として要介護3以上
	介護老人保健施設 (老人保健施設) ■サービス費用のめやす(1日につき) (多床室の場合) 要介護1～5 ▶ 8,041円～10,261円	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。
	介護医療院 ■サービス費用のめやす(1日につき) (多床室の場合) 要介護1～5 ▶ 8,446円～13,942円	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

※食費、居住費、日常生活費は別途負担します(食費、居住費についてはP15参照)。
 ※設備や人員体制、処遇により加算があります。

住宅改修費支給／介護予防住宅改修費支給

生活環境を整えるための住宅改修を行う場合は、20万円までの工事費に対してその費用の9割、8割、または7割を支給限度額として支給します(工事費が20万円だった場合、自己負担1割の場合は2万円、2割の場合は4万円、3割の場合は6万円が自己負担額です。)。給付の対象となるのは以下の改修です。

着工前に支給申請書を提出して着工許可を受けていない場合、助成金の支給が受けられません。着工前申請を忘れずに!

①手すりの取り付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路(玄関アプローチ)などに、転倒防止や移動補助のために手すりを取り付ける工事です。



- 便器に取り付けたり、浴槽縁に取り付ける、いわゆる建築工事とともなわない手すりは「福祉用具貸与」または「福祉用具購入費の支給」で利用できます。

②段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関などの各室間の段差や、玄関アプローチの段差を解消するために、敷居を低くしたりスロープを設置したり、浴室の床をかさ上げする工事です。通路等の傾斜の解消も含まれます。



- 屋外でも道路に出るための通路部分であれば対象となります。また、掃き出し窓、縁側と地面との段差解消も対象となります。
- 取り付け工事をともなわないスロープや段差解消機は「福祉用具の貸与」で、浴室用のすのこは「福祉用具購入費の支給」で利用できます。
- 階段昇降機やホームエレベーターは対象となりません。

③滑りの防止、移動の円滑化のための床材または通路面の材料の変更

居室を畳敷きから板張り、ビニール系床材に変更する／浴室の床を滑りにくいものへ変更する／通路面を滑りにくい舗装材へ変更するなどの工事です。

- 屋外でも道路に出るための通路部分であれば対象となります。
- 階段床面にカーペットを張りつけたり取り外すことは、目的が「滑り防止」であれば、どちらも対象となります。
- 滑り止めマットを浴室その他に敷くだけでは対象となりません。

④引き戸などへの扉の取り替えなど

開き戸を引き戸や折戸、アコーディオンカーテンなどに取り替える工事です。扉全体の取り替えや撤去のほか、ドアノブの変更や戸車の設置も含まれます。



- 自動ドアにした場合、動力部分にかかる費用は対象となりません。
- 門扉も対象となります。
- 重い戸を軽くする改修も対象となります。
- 引き戸等の新設が扉位置の変更等に比べ費用が安く抑えられる場合に限り、引き戸の新設も対象となります。

⑤洋式便器などへの便器の取り替え

和式便器から洋式便器(暖房便座、洗浄機能付きも含む)へ取り替える工事です。



- 洋式便器の向きを変える工事も対象となります。
- すでに洋式便器の場合は、暖房便座や洗浄機能付き便座に取り替えることはできません。
- 据え置き腰掛便座は「福祉用具購入費の支給」で利用できます。

⑥①～⑤の改修にともなって必要となる工事

- 手すり取り付けのための下地の補強
- 浴室の床の段差解消(床のかさ上げ)にともなう給排水設備工事、スロープの設置にともなう転落防止柵の設置
- 床材の変更のための下地の補修や根太の補強または通路面の材料変更のための路盤整備
- 扉の取り替えにともなう壁または柱の改修
- 便器の取り替えにともなう給排水設備工事(水洗化工事を除く)、床材の変更

何度も利用できるの?

利用限度額(工事費が20万円)に達するまで何度でも利用できますが、利用限度額に達した後は利用できなくなります。ただし、要介護状態区分が3段階以上上がった場合(たとえば、要介護1が要介護4になった場合)は、再度住宅改修費の申請が認められます。また、転居した場合も、あらためて申請できます。

介護保険で住宅改修するときの注意

1 信頼できる 工事業者を選ぶ

地域の評判などを聞いて、高齢者向けの住宅に詳しく良心的な工事業者を選びましょう。複数の業者から見積もりをとるなど、比較検討も大切です。

2 専門家の意見を 聞く

本人の心身の状態をよく知る医師や理学療法士、作業療法士といった専門家や、福祉住環境コーディネーターなどに、必要な住宅改修についてアドバイスを受けるとういでしょう。

3 こんなときは「住宅改修費」の 対象になるの?

- 新築または増築工事は対象となりません。
- 「住宅改修費」の対象外の工事をあわせて行ったときは、対象部分の抽出、あんぶん按分など適切な方法により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出します。
- 本人や家族などが自ら改修を行った場合は、材料の購入費のみが対象となります。

申請に必要な書類

着工前

- ◆住宅改修費支給申請書
- ◆住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類(ケアマネジャー等が記入します)
- ◆工事費見積書
- ◆工事前後図面(赤色で日常生活動作の確認できる線を記入します)
- ◆日付入りの改修前写真
- ◆住宅所有者の承諾書(改修を行う住宅の所有者が当該被保険者でない場合は必要です)

完成後

- ◆住宅改修工事完了報告書
- ◆日付入りの改修後写真
- ◆領収書(宛名は被保険者氏名でお願いします)



申請書類ワンポイント

見積書には支給対象の工事箇所別に番号をつけ、図面と写真にもそれぞれ見積書につけた番号をつけて書類を整えてください。

着工後に支給対象となる工事の内容を変更したり、増やす場合には、事前に変更内容を市に連絡して許可を得てから施工してください。許可のない変更工事については助成が受けられません。


※住宅リフォーム助成制度もありますので、別途お問い合わせください。 問い合わせ先 美濃加茂商工会議所

介護サービス、介護予防サービスが利用できます

地域密着型サービス

※サービスの種類の項で下段に細字で示されているものは、要支援1・2の人が利用できるサービスの名称です。

高齢者が住みなれた地域での生活を継続するためには、身近な地域ごとにサービスの拠点をづくり、支援していく必要があります。そこで、要介護1～5、要支援1・2の人のために地域の実情に合わせて美濃加茂市が整備する「地域密着型サービス」が導入され、以下のようなサービスが行われます。

住みなれた地域での生活を支援	サービスの種類	サービスの内容
	<p>認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 介護予防認知症対応型共同生活介護 ※要支援2の人のみ</p> <p>■サービス費用のめやす(1日につき) (ユニット数1の場合)</p> <p>要支援2～要介護5 7,716円～8,710円</p> 	<p>認知症高齢者が、共同生活する住宅でスタッフの介護を受けながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練などを受けられます。</p>
	<p>看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>■サービス費用のめやす(1か月につき)</p> <p>要介護1～要介護5 126,585円～319,419円</p>	<p>小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。</p>
	<p>地域密着型通所介護</p> <p>■サービス費用のめやす(7時間以上8時間未満)</p> <p>要介護1～要介護5 7,635円～13,303円</p>	<p>定員が18人以下の小規模な通所介護です。</p>

その他にも地域密着型サービスの種類には下記のものがありますが、美濃加茂市では現在はありません。今後、利用需要を把握し、必要と考えられるサービスの整備をしていきます。

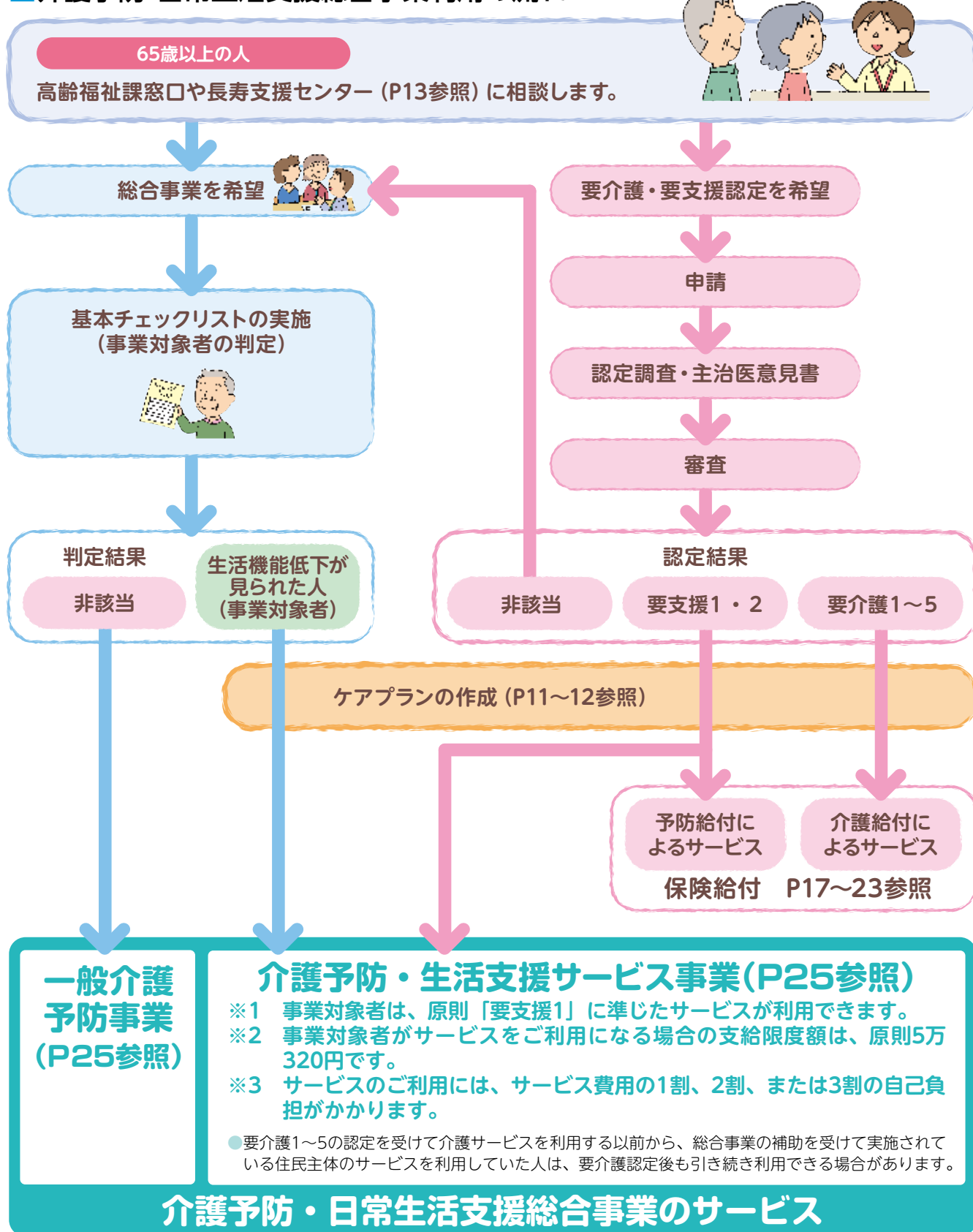
住みなれた地域での生活を支援	サービスの種類	サービスの内容
	<p>小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護</p>	<p>通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。</p>
	<p>夜間対応型訪問介護</p>	<p>24時間安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。</p>
	<p>認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護</p>	<p>認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。</p>
	<p>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p>	<p>定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人のための介護サービスです。</p>
	<p>地域密着型特定施設入居者生活介護</p>	<p>定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居した人のための介護サービスです。</p>

※原則として他の市区町村のサービスは利用できません。

介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1・2と認定された人や、生活機能が低下していて、介護が必要となるおそれがある高齢者に対して介護予防・生活支援サービス事業を行います。また、すべての高齢者を対象に一般介護予防事業を提供します。

■介護予防・日常生活支援総合事業利用の流れ



■利用できるサービス

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

- 以前の介護予防訪問介護相当サービス（従前相当サービス）
 - ・ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。
 - ・サービス内容等はP18を参照してください。
- 緩和した基準による訪問型サービス（訪問型サービスA）
 - ・サービス提供者が居宅を訪問し、生活援助を行います。
 - ・利用者の負担は、以下のとおりです。

(円/回)

利用者自己負担割合	1割	2割	3割
所要時間20分以上45分未満の場合	183	366	549
所要時間45分以上の場合	240	480	720

通所型サービス

- 以前の介護予防通所介護相当サービス（従前相当サービス）
 - ・通所介護施設で、日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を行います。
 - ・サービス内容等はP17を参照してください。
- 緩和した基準による通所型サービス（通所型サービスA）
 - ・通所施設で、運動やレクリエーション活動など、閉じこもり予防や自立支援に資する支援を行います。
 - ・利用者の負担は、1回につき398円※です。

※利用者の負担は、所得に応じて1回につき795円または1,193円となります。

一般介護予防事業

65歳以上のすべての人が利用できるサービスです。

介護予防把握事業

運動機能・口腔機能・栄養改善など何らかの支援が必要な人を把握し、介護予防活動への参加につなげます。

介護予防普及啓発事業

各長寿支援センターが、介護予防活動の普及や啓発のため、各種教室の開催や出前講座を行います。

地域介護予防活動支援事業

地域住民主体で行う介護予防活動に対して支援などを行います。

地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取り組みを機能強化するため、地域で行う介護予防活動にリハビリテーション専門職が関わり、地域の介護予防の取り組みを支援します。

任意事業

高齢者配食サービス

食事の支度が困難なひとり暮らしの高齢者などに、定期的に食事を届け安否確認を行います。

- 対象者** 在宅の65歳以上の人で、ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯の人、身体障がい者の人で食事の支度が困難な人
- 内容** 申込みのあった対象者へ夕食の配食（配食日は相談に応じます）
- 利用料** 特定非営利活動法人花時計 1食550円（容器代込）
- 申込み** 特定非営利活動法人花時計 ☎49-9660

家族介護支援金の支給

在宅の寝たきりや認知症高齢者の主たる介護者に支援金を支給します。

- 対象者** 65歳以上で介護度が要介護1～5の人（介護保険料の所得段階区分が1～3段階の人に限り、在宅で継続して12か月の間介護された介護者。ただし、入院及び短期入所がひと月あたり7日以内であること）
- 支給額** 各月末時点での介護度に応じて、月を単位として支給します。
要介護1、2：月額2,000円 要介護3～5：月額5,000円
- 申込み** 高齢福祉課 介護保険係

※申請には担当の居宅介護支援専門員（ケアマネジャー）の確認が必要です。

見守りシール交付事業

徘徊高齢者等の情報を登録できるシールの交付を行います。徘徊事案が起きた場合に、発見者が徘徊高齢者等の衣服等に貼ってあるシールの二次元コードを読み取ることで、居場所を家族等に伝え早期の発見、保護及び引渡しを図ります。

- 対象者** 徘徊により行方不明となるおそれのある高齢者等で在宅で生活している人
※日常的にE-mail受信を確認でき、発見者とインターネット上の掲示板でやりとりが可能な家族等のE-mailアドレス登録が必要です。
- 支給額** あらかじめ登録した徘徊高齢者等の情報を照会できる耐洗コードラベル20枚及び蓄光シール10枚を交付
- 申込み** 高齢福祉課 高齢福祉係

ひとり暮らしの高齢者のためのサービス

上下水道料金助成・し尿取扱料金助成

前年度4月1日以前から前年度3月31日まで美濃加茂市に住民票があり、その間、在宅独居生活をしてきた期間がある人（在宅独居生活期間の年齢は65歳以上で、住民票上も実態も独居であり、同一敷地内または隣・向かいなどに親族が居住していないこと）。また今年度7月1日時点で市内に住所があり、介護保険料の滞納がなく、市民税非課税の人に対し支援します。

上水道

基本料金
月額600円の助成

し尿取扱料

前年度支払いをした し尿取扱料金の半額を助成(月額500円が上限)

下水道

基本料金
月額500円の助成

申込み

高齢福祉課 高齢福祉係
※申請に必要な書類等詳しくはHPにて



申請受付期間

7月1日～2月末日 ※土日祝、年末年始を除く

ごみ袋配布事業

65歳以上のひとり暮らし（同じ敷地内や自宅の隣・向かいに親族が居住していないこと）で、市民税非課税の人に対し支援します。一年に一回（10月下旬）支給します。

- 可燃袋 ●資源袋 ●不燃袋 ●粗大ごみシール

申込み

高齢福祉課 高齢福祉係

緊急通報サービス

心臓疾患や脳疾患等、突発的に生命に危険な症状が発生する持病を有するひとり暮らし高齢者で、要件を満たす人を対象に緊急通報システム機器を貸与します。

この機器は体調急変の緊急時に緊急ボタンを押すことにより、コールセンタースタッフが応答し、必要に応じ救急車の要請や事前登録した協力員へ連絡をするものです。緊急通報システムの使用可能範囲は宅内のみです。

対象者

以下の要件全て該当する人

- ・心臓疾患や脳疾患等、突発的に生命に危険な症状が発生する持病を有することから安否確認の必要がある人
- ・市内に住所を有する65歳以上のひとり暮らし高齢者（住民票上も実態も独居であること）
- ・緊急時に医療機関等からの連絡を受け対応できる親族が国内に居住していること
- ・2親等以内の親族が市内に住所を有していないこと
- ・市民税が非課税であること（4月～6月までの間は前年度課税状況を参照します）
- ・緊急時に原則30分以内で駆け付けて対処できる協力員が2名以上いること

利用料

無料

申込み

申請書に必要事項を記入し、お住まいの地域の民生委員の署名※をもらった上で、住宅地図を添えて高齢福祉課 高齢福祉係

※民生委員が、担当地域に独居で見守りの必要な人がいることを把握することを目的としています

認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

認知症等により、日常生活の中で偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負った場合に、被害者に支払うべきお金を補償する制度です。認知症等の高齢者を被保険者とし、市が保険契約者となって賠償責任保険に加入し、保険料を負担します。

対象者

美濃加茂市見守りシール交付対象となった認知症高齢者等

補償内容

法律上の損害賠償責任が発生した場合に、1事故あたり最大1億円限度に補償

申込み

高齢福祉課
地域包括ケア推進係

在宅生活を支える高齢者福祉サービス

めくもりとふれあいのある生活をめざして

高齢者の自立した生活を支援するサービスです。ひとり暮らしや認知症の人をはじめ、介護保険サービスの対象とならない人や、生活支援サービスなど介護保険以外のサービスを利用したい人を、さまざまな形で支えます。

安心生活用品給付事業

65歳以上でひとり暮らし又は75歳以上のみの高齢者世帯で、介護保険料所得段階が第1段階から第3段階に区分される世帯を対象に日常生活用品を給付し、生活の利便を図ります。

申込み 高齢福祉課 高齢福祉係
※再申請については、原則、各耐用年数経過後から可能です。

		耐用年数	
給付用品	■シルバーカー	対象者 介護保険の要介護・要支援認定を受けていない人で、ひとり暮らし高齢者等で立ち上がりに補助が必要な人	10年
		内容 15,000円分の給付券を交付します。	
	■電磁調理器	対象者 ひとり暮らし高齢者等で火の取扱いが心配な人	6年
		内容 15,000円分の給付券を交付します。	
	■家具転倒防止器具	対象者 ひとり暮らし高齢者等	2年
		内容 3か所までの取付金具と取付料を市が負担します。(上限8,000円)	
	■火災警報器	対象者 ひとり暮らし高齢者等	8年
		内容 2か所までの火災警報器(電池式タイプ)とその取付料を市が負担します。(上限15,000円)	

緊急ショートステイ(介護者支援短期宿泊事業)

介護者の緊急な社会的理由により要介護者が介護保険のショートステイを利用できない場合、特別養護老人ホーム等でショートステイを受け入れます。

対象者 ねたきり等高齢者の介護者

利用回数 原則年7日間

利用料 1日につき3,000円

申込み 高齢福祉課 高齢福祉係



安心・安全な暮らしを支えるサービス

美濃加茂市防災アプリ

「美濃加茂市防災アプリ」は、美濃加茂市が提供する公式の防災アプリで、二次元コード
防災行政無線から流れる放送はもちろんのこと、国からのJアラート（全国
瞬時警報システム）や市からの緊急情報、平常時の備えなどの防災に関する
さまざまな情報を受信することができます。

※ダウンロード無料



防災ラジオ

防災行政無線で放送する地震や避難及び火災情報などの緊急情報を聞くことができる
「防災ラジオ」を貸与します。

対象者 市内に住所を有する世帯

利用料 無料 **申込み** 防災安全課または各連絡所（太田連絡所を除く）

岐阜県警察防犯アプリ

岐阜県警察が発信している防犯等に関する情報について、ス
マートフォンで確認していただくことができます。

※ダウンロード無料

二次元コード

iOS

アンドロイド



避難行動要支援者名簿

災害時等の発災時に備えて、特に配慮を必要とする人の名簿を避難
支援等の関係者に提供して、平常時から地域における見守り・気
かけあう体制を整備する制度です。名簿の登録には避難行動要支援者
台帳の提出が必要となります。

対象者 在宅で生活する65歳以上のひとり暮らし又は、75歳以上の高
齢者のみの世帯のうち支援を希望する人、要介護認定や障害者
手帳を持つ人等

利用料 無料

申込み 福祉課 地域福祉係 ☎25-2111（内線315）

※台帳提出をされた人には、災害時の安否確認として活用するフラッグや自宅での
救急要請時に備えて、本人の状況や緊急連絡先を記入しておくマグネットシート
を配付しています。

※名簿を登録された方に対して、お住まいの地域を担当する民生委員が自宅を訪ね
る場合もありますが、名簿登録は、民生委員の自宅訪問をお約束する制度ではご
ざいません。



住まいに関する情報

自立高齢者の入所施設

軽費老人ホーム

60歳以上で身体機能等の低下により、在宅で生活することに不安があり、家族の援助を受けることが困難な人が低額な料金で利用できる施設です。入浴、食事サービス、生活相談、緊急時の対応を行います。

施設名	所在地	電話番号
ケアハウス飛騨川	下米田町東栃井81-3	28-8001
ケアハウス第二飛騨川	加茂郡川辺町上川辺930-1	53-6715

申込み 直接施設へお申込みください。

住宅型有料老人ホーム

高齢者に配慮した「居住機能」と日常生活を送る上で、必要な「サービス機能」を提供する高齢者のための住まいです。

施設名	所在地	電話番号
住宅型有料老人ホームだんらん	加茂野町鷹之巣907	24-3576
スマイルナーシング美濃加茂	加茂野町加茂野821-2	49-9905
住宅型有料老人ホーム本郷ふふ俱樂部	本郷町4-8-26	66-2500
住宅型有料老人ホームはなたま	牧野字烏屋野3119	23-0750
住宅型有料老人ホームかなえるハウスむすび	本郷町4-12-1	66-8817
住宅型有料老人ホームきずな	加茂野町加茂野820-7	42-7177
ファミリーホスピスつながるハウスむすび	本郷町7-7-12	66-7107

申込み 直接施設へお申込みください。

サービス付き高齢者向け住宅

バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する高齢者のための住まいです。

施設名	所在地	電話番号
ナーシングホームケアリアルあじさい	あじさいヶ丘3-10-1-1	49-7522

申込み 直接施設へお申込みください。

高齢者の生きがいつくりや社会参加を支援するサービス

高齢者が豊かな経験や知識、技能を生かして積極的に社会参加できるよう支援するサービスです。

●仲間づくりを支援する●

自主サークル

美濃加茂市の介護予防事業から立ち上がり、市民が主体となって介護予防に取り組む団体です。

問い合わせ

担当の長寿支援センター（P13参照）

【太田地区】 担当：西部長寿支援センター

自主サークル名	会 場
あじさい	生涯学習センター
きはち会	生涯学習センター
金曜サークル	生涯学習センター
くるみサークル	生涯学習センター
元気いきいきサークル	生涯学習センター
ステップツ	生涯学習センター
スマイルセルフケアクラブ	生涯学習センター
はつらつ元気	生涯学習センター
西悠サークル	西体育館
たなか	セシモニーホールみのかも
貯筋サークル	生涯学習センター
どんぐり	深田町第2公民館
なでしこサークル	西町公民館
Happyセルフケアクラブ	太田交流センター

【加茂野地区】 担当：西部長寿支援センター

自主サークル名	会 場
あまちクラブ	加茂野交流センター
加茂野体操教室	加茂野交流センター
加茂野町貯筋クラブ	加茂野コミュニティーセンター
ステップゴー	加茂野交流センター
鷹之巣ひまわり	鷹之巣公民館
ゆうゆう歩みクラブ	あじさいエコパーク

【古井地区】 担当：中部長寿支援センター

自主サークル名	会 場
あさがお	総合福祉会館
いきいきクラブ	総合福祉会館
からだ貯筋サークル	総合福祉会館
筋木会	文化会館（かも〜る）
さくらステップ	総合福祉会館
さざんかの会	神明東ふれあい会館
ステップフレンズ	総合福祉会館

【山之上地区】 担当：中部長寿支援センター

自主サークル名	会 場
えがおでステップワン	山之上交流センター
なっしー	山之上交流センター
木筋会	山之上交流センター

【蜂屋地区】 担当：中部長寿支援センター

自主サークル名	会 場
蜂屋ステップサークル	蜂屋交流センター
蜂屋体操グループ	蜂屋交流センター
チーム絆	下西公民館

【伊深地区】 担当：中部長寿支援センター

自主サークル名	会 場
伊深筋トレクラブ	伊深交流センター
伊深ステップサークル	伊深交流センター
野菊	上本郷公民館

【三和地区】 担当：中部長寿支援センター

自主サークル名	会 場
きのこちゃん	中甘屋公民館
三和ほたる体操	三和交流センター
たんぽぽ	中川浦公民館

【古井地区】 担当：東部長寿支援センター

自主サークル名	会 場
相生ひまわりサークル	相生公民館
いきいき体操川合東	川合東公民館
川合健友会	川合西コミュニティホール
古井ころぼんクラブ	上古井交流センター
サークルスカイ	上古井交流センター
下組すみれサークル	下組公民館
田畑運動サークル	田畑公民館
はなまるサークル	中組公民館
森山火曜サークル	森山公民館
森山ニコニコ会	森山団地集会所

【下米田地区】 担当：東部長寿支援センター

自主サークル名	会 場
くるみ会	小山会館
体操クラブさくら	深渡公民館
則光いき生き体操同好会	則光公民館
ほほえみの会	桜貝戸公民館
元気になろうかい	ケアハウス飛騨川

ふれあい・いきいきサロン

70歳以上の方が、地域社会との繋がりを深め活動的に過ごすことで健康を維持できるよう、ふれあいと生きがいを高める「ふれあい・いきいきサロン」は、各地区自治会の福祉関係者やボランティアなどの協力により開催されます。

対象者 おおむね70歳以上の人（各サロンで異なります）

問い合わせ 美濃加茂市社会福祉協議会（☎28-6111）



サロン名	地区名
喜多クラブ	太田・北一中
北三サロン	太田・北町三
ふれあい風土舎 中山道サロン	太田・中山道
神中ふれあいサロン	古井・神中連区
ふれあい 森山団地サロン	古井・森山団地
京（今日）ふれあい・ いきいきサロン	古井・京町
花まるいきいきサロン	古井・田畑東
ふれあいサロン・田畑	古井・田畑西
ふれあい森山東サロン	古井・本町、元町
サロン寿	古井・寿
サロンむくの木	古井・川合東
金谷いきいきサロン	山之上・金谷
サロン藏前	蜂屋・下西
ふれあいサロン引田	蜂屋・引田
サロン上則友	蜂屋・上則友
下東ほっとサロン	蜂屋・下東
なんじゃもんじゃ中部台	蜂屋・中部台

サロン名	地区名
伊瀬しあわせ会	蜂屋・伊瀬
しまのほらサロン	蜂屋・島之洞
いきいきサロン木野	加茂野・木野
加茂野元気会	加茂野・加茂野
駅前福寿草	加茂野・駅前
市橋いきいきサロン	加茂野・市橋
なごやかたかのす	加茂野・鷹之巣
ナビ・たのしみ会	加茂野・ナビタウン
東今泉にこここサロン	加茂野・東今泉
下本郷ふれあいサロン	伊深・下本郷
上切ふれあいサロン	伊深・上切
上本郷お楽しみ会	伊深・上本郷
三和中央いきいきサロン	三和・下川浦等
ひまわり会	下米田・牧野
今サロン	下米田・今
さくらサロン	下米田・桜貝戸

老人クラブ

(美濃加茂市健寿連合会)

地域の高齢者がお互いに交流を深め、有意義な生活を送るために自主的に組織した団体です。ボランティア、各種学習会、スポーツ、趣味などの活動を通じて、積極的に生きがいづくりや健康づくりを行っています。

対象者

おおむね60歳以上の人

問い合わせ

美濃加茂市健寿連合会事務局(総合福祉会館内) ☎28-6111

就労を支援する

シルバー人材センター

民間企業、一般家庭などから高齢者にふさわしい臨時的、短期的な仕事を有償で引き受けて、経験や能力に応じて会員に提供し、補助的収入が得られるよう運営されています。

対象者

おおむね60歳以上の人

主な仕事

家事援助、除草・草取り、清掃、植木の手入れ、ふすま、障子の張り替え、毛筆筆耕、施設管理、介護・育児など

問い合わせ

美濃加茂市シルバー人材センター ☎25-0710

健診のご案内

健診はご自身のからだと向き合う大切な機会です。ぜひ年に1回、健康診断を受けましょう。

健診名	対象	内容	費用
特定健診	40～74歳の国民健康保険被保険者	身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査・視診等	500円
皆歯科健診 注1	18～74歳の人	歯や歯周組織の検査	無料
ぎふ・さわやか 口腔健診	後期高齢者医療制度被保険者	歯や歯周組織の検査・噛む力や飲み込む機能などの確認	300円
ぎふ・すこやか 健診	後期高齢者医療制度被保険者	身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査・視診等	500円
訪問口腔健診 注2	要介護3以上の後期高齢者医療制度被保険者で、歯科医院に向くことが困難な在宅者	歯や歯周組織の検査・噛む力や飲み込む機能などの確認	無料

案内

対象者全員に健診票、ご案内を郵送します。(生活保護を受けている方で受診を希望される方は事前申込みが必要です)

注1 皆歯科健診票は、歯科医療機関でお渡しします。

注2 訪問口腔健診は開始時期になりましたら広報等でご案内します。ご希望の方は美濃加茂市健康課へお問い合わせください。

※その他にもがん検診など実施しており、対象の方には郵送でご案内をしております。不明な点はお問い合わせください。

問い合わせ

健康課成人保健係 ☎66-1365

高齢者のための相談窓口

長寿支援センター

長寿支援センターは、高齢者やその家族の方の総合相談窓口です。介護状態になるおそれのある人などの実態把握や、介護保険で要支援1・2と認定された人の介護予防ケアプランの作成や総合相談など、地域のなかで介護予防の支援をします。どうぞお気軽にご相談ください（P13参照）。

社会福祉協議会

地域の住民や福祉施設、ボランティアグループなどの福祉関係団体を会員とする民間の社会福祉法人で、在宅福祉サービス事業、相談事業、住民参加による地域福祉活動などを行っています。

主な事業

- ①在宅福祉サービス
- ②地域福祉活動推進
- ③ボランティア活動支援、登録、紹介、講座など
- ④共同募金
- ⑤生活福祉資金の貸付
- ⑥日常生活自立支援事業

問い合わせ

美濃加茂市社会福祉協議会 ☎28-6111 (①～④)
美濃加茂市社会福祉協議会 ☎28-5170 (⑤)
美濃加茂市社会福祉協議会 ☎28-1126 (⑥)

※各事業で電話番号が異なります

認知症疾患医療センター

※のぞみの丘ホスピタル内に設置

認知症に対する専門相談員が認知症への不安や悩みに幅広く相談に対応し、各機関と連携を図ります。認知症の鑑別診断や診察、治療なども支援します。認知症のことで気になることがあれば、一人で悩まず、ご相談ください。

相談日

月～金（祝日、年末年始除く）9時～15時

問い合わせ

☎27-7833

地域生活支援センターひびき

※のぞみの丘ホスピタル内に設置

認知症の人を介護するときには、まず「認知症とは何か」を理解することが大切です。認知症の症状やその人の心の動きを理解することが、心地よい介護につながります。地域生活支援センターひびきは、認知症や心のケアに関する一番身近な相談窓口です（相談は無料）。地域に密着した精神保健医療福祉の情報発信をします。日常生活の相談や自立生活の支援、精神医療の理解を深めるなどの地域交流活動も行います。

問い合わせ

☎25-1294 FAX 25-1296

認知症初期集中支援チーム

認知症の専門医、保健師等で構成される認知症初期集中支援チームでは、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問して、初期の段階から適切な支援を集中的に行い、自立した生活を支援するためのご相談に応じています。

問い合わせ

高齢福祉課地域包括ケア推進係 ☎25-2111（内線503）

生活支援コーディネーター

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）は、地域住民によるつながりづくりや居場所づくりなど、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進しています。支援の必要な高齢者のニーズに対応できる、地域の生活を支援する担い手養成に関することや地域にある生活支援の情報提供等、各地域にある生活を支えるための資源等についてご相談に応じています。

問い合わせ

美濃加茂市社会福祉協議会 ☎28-6111

在宅医療コーディネーター

在宅医療コーディネーターは、医療と介護の橋渡しとして、病院、かかりつけ医、ケアマネジャー等、医療・介護サービス提供機関や地域包括支援センターをつなぐためのご相談に応じています。

問い合わせ

高齢福祉課地域包括ケア推進係 ☎25-2111（内線502）

権利擁護支援センター

認知症・知的障がい・精神障がい等何らかの理由で、生活の様々なことを判断することが難しい方に対して、住み慣れた場所で安心して暮らしていけるよう、本人の思いを大切にしながら、意思決定を支援していく相談窓口です。

問い合わせ

美濃加茂市社会福祉協議会 ☎28-1126
高齢福祉課高齢福祉係 ☎25-2111（内線504）
福祉課障がい福祉係 ☎25-2111（内線325）

もの忘れ相談会

「もの忘れは気になるけれどまだ病院に行くのはためらう」「親のもの忘れが心配になってきた」そんな皆様のための認知症専門医への無料相談会です。お気軽にご相談ください。

と き

偶数月 第4月曜日 予約制（時間は予約時に決定）

場 所

生涯学習センター

相 談 員

認知症専門医 地域包括支援センター職員・保健師が同席します。

申 込 み

高齢福祉課 地域包括ケア推進係 ☎25-2111 内線503

心と暮らしの相談窓口

※社会福祉協議会への委託事業

お仕事のこと、お金のこと、こころの病、DV、虐待、ひきこもりなどお困りごとがある場合にご相談ください。この窓口では生活困窮者自立支援法による相談事業により、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、支援員が相談者に寄り添いながら、必要な関係機関と連携して、ご本人と一緒に課題の解決に向けた支援を行います。

問い合わせ

美濃加茂市福祉課内 ☎25-2111（内線341）

こころの相談室

あなたのこころは疲れていませんか。気づかないうちに蓄積されていくストレス。ストレスを過剰にためると、こころが病気になり、身体にも悪影響をあたえることがあります。早めの手当てが何より大切です。秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

と き 毎月第4月曜日（月によって変更あり）午後1時30分～

場 所 保健センター（みのかも健康プラザ内）

相 談 員 精神保健福祉士・保健師

申 込 み 健康課成人保健係 ☎66-1365 予約制

健康相談会

健診結果の見方、生活習慣の見直し、医療機関とのかかわり方など、健康に関する相談会です。希望者には、尿中塩分測定、みそ汁塩分測定等も実施します。ぜひご利用ください。

と き 毎週水曜日 午前9時30分～11時（一人あたり40分）

場 所 保健センター（みのかも健康プラザ内）

相 談 員 保健師、管理栄養士、歯科衛生士

申 込 み 健康課成人保健係 ☎66-1365 予約制

介護事業者一覧

※五十音順

居宅介護支援事業所

R8.6.1現在

No	事業所名	連絡先	営業日	受付時間	PR/備考	マップNO
1	医療法人録三会 太田病院 居宅介護支援事業所	〒505-0038 中部台6-13-5 在宅支援総合センターこちら ☎23-0600 FAX.23-0601	月曜日～金曜日 休日:土・日曜日、祝日及び 年末年始	午前8時30分～ 午後5時	本人やご家族様の思いに寄り添いサービスを繋いでいき地域社会で過ごせるお手伝いをしていきます。	25 E-2
2	ケアプランセンター つむぎ	〒505-0054 加茂野町加茂野字 南野820-7 ☎42-7799 FAX.25-5115	月曜日～金曜日 休日:土・日曜日、 祝日及び年末年始 (土曜日は希望があれば対応可)	午前8時30分～ 午後5時30分	「困った」にすぐ対応します。明日の安心のために一緒に考えていきましょう。	41 B-4
3	さくらの郷 居宅介護支援事業所	〒505-0041 太田町26-5 ☎23-0800 FAX.23-0808	月曜日～土曜日 休日:日曜日、年末年始	午前9時～午後5時 (電話等による連絡は 24時間常時可能)	お気軽にご相談ください。問題解決に向けてタイムリーな対応を心がけています。	2 E-4
4	ささえるステーション むすび 居宅介護支援事業所	〒505-0027 本郷町3-6-1 コーポ藤木A棟1号 ☎66-1265 FAX.66-1268	月曜日～金曜日 休日:土・日曜日、 祝日及び年末年始	午前8時30分～ 午後5時30分 (電話等による連絡は 24時間常時可能)	ご利用者様の想いに寄り添い、その時の心身の状況に応じたプランニングで自分らしく暮らせるお手伝いをします。	38 F-4
5	サントピアみのかも 居宅介護支援事業所	〒505-0004 蜂屋町上蜂屋3555 ☎25-5310 FAX.25-7942	月曜日～土曜日 休日:日曜日、祝日及び 12月30日～1月3日	午前8時30分～ 午後5時15分	ご本人と家族の願いを大切にしながら、きめ細かなお手伝いをさせていただきます。	3 D-3
6	JAめぐみの介護 サービスみのかも 営業所	〒505-0041 太田町478-1 ☎24-2022 FAX.24-2021	月曜日～金曜日 休日:土・日曜日、祝日及び 12月31日～1月3日	午前9時～午後5時	笑顔で優しく温かい対応を心掛けています。	4 D-4
7	十善堂 ケアセンター	〒505-0041 太田町1954-2 ☎26-4884 FAX.51-0453	月曜日～土曜日 休日:日曜日、祝日及び 12月30日～1月3日 8月13日～16日	午前8時～午後8時 (電話等による連絡は 24時間可能)	細かな事でも何でもお気軽に御相談下さい。	5 D-4
8	はなたま 居宅介護支援事業所	〒505-0016 牧野字鳥屋野3114 ☎23-0178 FAX.23-0175	月曜日～土曜日 休日:日曜日、祝日及び 年末年始	午前8時30分～ 午後5時30分	ご本人様、ご家族様の思いを大切に在宅生活をお手伝いさせていただきます。	7 H-4
9	本郷ふふ 居宅介護支援事業所	〒505-0027 本郷町4-9-15 ☎25-0789 FAX.23-0076	月曜日～土曜日 休日:日曜日、年末年始	午前8時30分～ 午後5時30分	「笑顔から笑顔を」を合言葉にご利用者さま、ご家族さまの安心・安全・ご要望に応えていきます。	8 F-4
10	みのかもし 在宅介護支援センター	〒505-0011 下米田町東栃井81-2 ☎27-2500 FAX.27-4833	月曜日～金曜日 休日:土曜日、日曜日、 祝日及び12月29日～ 1月3日	午前8時30分～ 午後5時 (電話等による連絡は 24時間常時可能)	あたたかさにあふれた心と専門性を発揮して、ご利用者・ご家族の皆さんが安心して過ごして頂くことが私たちの喜びです。	9 H-2
11	美濃加茂市 社会福祉協議会	〒505-0032 田島町四丁目1番地36 ☎28-1101 FAX.28-1102	月曜日～金曜日 休日:土・日曜日、祝日及び 12月29日～1月3日	午前8時30分～ 午後5時15分 (緊急時等別途対応可)	公正中立な姿勢が基本です。「いつまでも住み慣れた地域で自分らしく過ごしたい」そんな思いを応援します。	10 E-4
12	山上居宅介護 支援事業所	〒505-0022 川合町4-3-14 ☎26-5991 FAX.42-6236	月曜日～土曜日 休日:日曜日、祝日及び 12月30日～1月4日	午前8時30分～ 午後7時 (電話等による連絡は 24時間常時可能)	利用者様、ご家族の思いを大切に総合的なサービス(地域医療・福祉・介護)の提供を支援させていただきます。	11 G-4

■介護予防支援事業所

No	事業所名	担当区域	連絡先	営業日	受付時間	PR/備考	マップNO
1	美濃加茂市 西部長寿支援センター	太田小・加茂野小学校区	〒505-0037 前平町一丁目257 ☎24-7007 FAX.24-7008	月曜日～金曜日 休日:土・日曜日、祝日及び 12月29日～1月3日	午前8時30分～ 午後5時 (緊急時の相談は 電話にて24時間 対応)	高齢者の方が住み慣れた家や地域で安心して生活できるよう支援いたします。	① D-4
2	美濃加茂市 中部長寿支援センター	山手小・山之 上小・蜂屋小・ 伊深小・三和 小学校区	〒505-0038 中部台6-13-5 在宅支援総合センターこちら ☎49-8591 FAX.49-8592			高齢者のイキイキ(生き生き)を応援する窓口です。	② E-2
3	美濃加茂市 東部長寿支援センター	古井小・下米田小学校区	〒505-0011 下米田町東橋井81-2 ☎50-1777 FAX.50-1788			相談事には適切な対応をこころがけ活動しております。困ったことがあったらご相談ください。	③ H-2

■訪問介護（ホームヘルプ）

No	事業所名	連絡先	営業日	受付時間	PR/備考	マップNO
1	愛北ケアステーション 美濃加茂	〒505-0051 加茂野町鷹之巣907 ☎24-3576 FAX.24-3579	原則として無休	午前9時～午後6時	利用者様、ご家族様、社員間の良好なコミュニケーションと信頼関係を維持するように努めます。	⑬ A-3
2	ケアステーション幸 訪問介護事業所	〒505-0022 川合町4-11-29 ☎26-3730 FAX.28-3270	月曜日～土曜日 休日:12月30日～1月3日 日曜日(応相談)	午前8時～午後6時	「優しい心と暖かい手」を理念に福祉、介護に関わる支援が出来るよう努力しています。	① G-4
3	ケアフル訪問介護 ステーション	〒505-0022 川合町2-7-21 ☎49-7535 FAX.49-7571	原則として 月曜日～金曜日	午前9時～午後5時	利用者様やご家族様の持っている不安を私たちが持っているすべての能力を使い、安心に変え、提供し続けます。	⑭ G-4
4	ケアリアル 訪問介護事業所 あじさい	〒505-0029 あじさいヶ丘3-10-1-1 ☎49-7522 FAX.49-7523	祝祭日・年末年始を除く 月曜日～金曜日	午前8時30分～ 午後5時30分	医療・重度特化型サービス付き高齢者住宅「ナーシングホーム ケアリアルあじさい」内に併設、安心・安全にお住まいいただけるように、ご利用者の生活をサポートさせていただきます。	⑯ D-3
5	さわやかナーシング ピラホームヘルプ サービス	〒505-0011 下米田町東橋井81-2 ☎25-9790 FAX.27-4833	月曜日～土曜日 休日:日曜日及び 12月29日～1月3日	午前8時～ 午後5時30分	長年の経験と実績から地域に根づいた事業所として、関係機関との連携強化に努め、その人らしい快適な在宅生活が継続できるよう御本人や御家族の支援に努めています。	⑨ H-2
6	JAめぐみの介護 サービス中濃営業所 みのかもサテライト	〒505-0041 太田町478-1 ☎24-2022 FAX.24-2021	月曜日～日曜日 休日:12月31日～1月3日	午前8時～午後6時 (早朝・夜間応相談)	本人や家族の希望を尊重した訪問介護計画により、きめ細やかなサービスをご提供いたします。	④ D-4
7	訪問介護ステーション きずな	〒505-0054 加茂野町加茂野字南野820-7 ☎42-7177 FAX.42-7178	原則として無休	午前8時30分～ 午後5時30分	住み慣れたご自宅や地域での生活を継続するために、ご利用者一人ひとりの気持ちに寄り添った安心・安全の確保できるサービスの提供を心掛けます。	④① B-4
8	訪問介護スマイル ナーシング美濃加茂	〒505-0054 加茂野町加茂野821-2 ☎49-9905 FAX.49-9906	原則として無休	午前9時～午後6時	入居者様の生活を24時間の医療体制とともにサポートさせていただきます。入居者様、ご家族様へスタッフが心をこめて笑顔をお届けします。	③⑤ B-4
9	本郷ふふ 訪問介護事業所	〒505-0027 本郷町4-8-26 ☎66-2501 FAX.66-2502	365日24時間	月曜日～金曜日 祝日、12月30日～1月3日を除く 午前8時～午後5時	笑顔から笑顔へ家族になろうよを愛言葉に地域に根ざした介護をめざしています。	③⑥ F-4
10	美濃加茂市 社会福祉協議会	〒505-0032 田島町四丁目1番地36 ☎23-0711 FAX.28-1102	月曜日～土曜日 休日:12月29日～1月3日 日曜日(応相談)	午前8時30分～ 午後5時15分 (緊急時別途対応可)	ひとりひとりの個性や生き方、思いを大切に笑顔とまごころを込めて、あなたの生活をサポートします。	⑩ E-4

訪問看護

No	事業所名	連絡先	PR/備考	マップNO
1	かぐら訪問看護リハビリ	〒505-0041 太田町2167 ☎ 66-1566 FAX.66-1567	訪問看護ってなに? 私も使える? うちの子も使えるかしら? 曇った心を晴らすヒントやお守りにお気軽にお問い合わせください。	42 D-5
2	ケアフル 訪問看護リハビリステーション	〒505-0022 川合町2-7-21 ☎ 49-7570 FAX.49-7571	24時間連絡・訪問対応いたします。医療・介護相談も行っていきます。また、理学療法士・作業療法士による訪問リハビリも提供いたします。	14 G-4
3	ケアリアル 訪問看護ステーション あじさい	〒505-0029 あじさいヶ丘3-10-1-1 ☎ 49-7522 FAX.49-7523	医療・重度特化型サービス付き高齢者住宅「ナーシングホーム ケアリアルあじさい」内に併設、安心・安全にお住まいいただけるように、看護師が24時間常駐しご利用者の生活をサポートさせていただきます。	16 D-3
4	さくら訪問看護ステーション	〒505-0037 前平町1-100 ☎ 28-7538 FAX.28-6383	安心を感じていただけるよう、看護師がご自宅に伺いサポートいたします。利用者様の状況により24時間対応いたします。専門職による訪問リハビリも行っております。	18 D-4
5	つるかめ訪問看護ステーション	〒505-0041 太田町2855-1 太田病院3階 ☎ 27-6535 FAX.27-6538	赤ちゃんから高齢者まで幅広く、24時間対応で安心して在宅生活を過ごしていただけるよう、医師や関係機関との連携を重視しています。看取りも積極的に支援しています。	6 D-5
6	のぞみの丘 訪問看護ステーション	〒505-0004 蜂屋町上蜂屋3555 ☎ 090-2619-5285 FAX.25-3189	24時間電話連絡対応可能。 認知症・精神・発達障害の方々のご自宅でのその人らしい生活を支援します。家族様の相談(介護方法含む)などメンタル面でもサポートいたします。	3 D-3
7	訪問看護さわやかステーション	〒505-0011 下米田町東栃井81-3 ☎ 27-1500 FAX.28-1770	利用者様、家族様との対応を大切に、ご希望には可能な限りサービスを提供致します。笑顔を大切にしています。「こんなときはどうするの!」と思った時にご連絡ください。	9 H-2
8	訪問看護ステーション きずな	〒505-0054 加茂野町加茂野字南野820-7 ☎ 42-7177 FAX.42-7178	住み慣れた地域で安心して生活が続けられるように、かかりつけ医や、理学療法士、作業療法士と連携しながら、ご自宅や施設に伺い、心と体をサポートします。緊急時24時間連絡・対応可能です。	41 B-4
9	訪問看護ステーション てとてみのかも	〒505-0041 太田町382番地1エヌビーハイツ101 ☎ 50-6001 FAX.50-5416	医療依存度の高い方から、がん末期の方まで幅広く対応しています。医師、関係機関と連携して24時間365日対応しています。	12 D-4
10	訪問看護スマイルナーシング 美濃加茂	〒505-0054 加茂野町加茂野821-2 ☎ 49-9905 FAX.49-9906	24時間医療依存度の高い入居者様に対応しております。笑顔は人の良薬。入居者様、ご家族様の精神面でのサポートもさせていただきます。	35 B-4
11	本郷ふふ 訪問看護リハビリステーション	〒505-0031 新池町2-6-17 ☎ 66-1405 FAX.66-1406	ご利用者様やご家族様の想いに寄り添い、きめ細かなケアを心がけています。理学療法士による、リハビリも行っています。安心してお家、地域で過ごせるようサポートいたします。	43 E-4

訪問リハビリテーション

No	事業所名	連絡先	PR/備考	マップNO
1	太田メディカルクリニック (太田訪問リハビリステーション)	〒505-0041 太田町2825 太田メディカルクリニック4階 ☎66-2106 FAX.27-6538	太田メディカルクリニック主治医の先生より指示を頂いてリハビリを行います。退院後の生活や、日常生活に不安を感じている方等、当法人主治医と連携して質の高いサービスを提供致します。	6 D-5
2	介護老人保健施設 さわやかリバーサイドビル 訪問リハビリテーション	〒505-0011 下米田町東栃井81-3 ☎25-5588 FAX.28-1770	在宅生活で不安に感じる動作や困っている動作について生活環境に応じたリハビリを実施します。福祉用具の選定や生活環境調整についてもアドバイスさせていただきます。	9 H-2
3	さくら訪問看護ステーション	〒505-0037 前平町1-100 ☎28-7538 FAX.28-6383	ご自宅で実践的なりハビリを行います。体の運動機能や生活に関する相談をお受けします。言語聴覚士による「食べる」「話す」機能のリハビリも実施しております。ご自宅での生活がより良いものになるようサポートいたします。	18 D-4
4	サントピアみのかも 訪問リハビリ	〒505-0004 蜂屋町上蜂屋3555 ☎25-7968 FAX.25-7942	認知症状を有して在宅生活の継続が可能な「共生支援」を目的としたリハビリを提供させていただきます。	3 D-3

No	事業所名	連絡先	PR/備考	マップNO
5	中部台ケアセンター 訪問リハビリテーション	〒505-0038 中部台6-13-5 ☎23-1155 FAX.23-1156	介護老人保健施設が運営する訪問リハビリテーションです。同法人内の病院、クリニック等と連携してサービスを提供いたします。	25 E-2
6	つるかめ訪問看護ステーション 訪問リハビリ	〒505-0041 太田町2855-1 太田病院3階 ☎090-2340-7580 FAX.27-6538	医療機関の隔たりなく主治医の先生より指示を頂いてサービスを提供しております。神経難病、小児、整形疾患等のような方にも対応いたします。	6 D-5

■訪問入浴介護

No	事業所名	連絡先	営業日	受付時間	PR/備考	マップNO
1	アスカ訪問入浴 美濃加茂	〒505-0041 太田町171 ビクトリーマンション1階 ☎050-3317-1655 FAX.25-5318	月曜日～金曜日 休日:日曜日及び土、 12月31日～1月3日	午前8時30分～ 午後5時30分	安心安全な入浴をお届けします。 おまかせください!	17 D-4

■通所介護（デイサービス）

No	事業所名	連絡先	1日の利用定員	1日の利用時間	PR/備考	マップNO
1	さわやかナーシングビル デイサービスセンター	〒505-0034 古井町下古井580 ☎28-2525 FAX.28-4522	60人	6時間～7時間	定員60名のあたたかなデイサービスです。明るく落ち着いた空間で、一人ひとりのペースを大切にしながら、ゆったり過ごしていただけます。 専門セラピストによるやさしいリハビリで、安心した毎日をサポートします。	20 E-5
2	JAめぐみの デイサービスセンター あんしん みのかも	〒505-0041 太田町478-1 ☎27-3739 FAX.24-2021	33人	7時間～8時間	女性スタッフによる家庭的な雰囲気、ご利用者様ひとりひとりのニーズにきめ細かく対応します。生活リハビリを重点に盛りだくさんの体操やレクリエーションを通じ、生きがい作りと生活機能の維持向上を図るサービスを提供します。	4 D-4
3	生活介護 ほたるの園	〒505-0027 本郷町7丁目9-6 ☎28-3708 FAX.28-3709	20人	6時間～7時間	高齢者と障がい者が同じ空間で必要なサービスを受けられる共生型デイサービスです。温かい雰囲気づくりを心掛け、安心して楽しく過ごせるようご支援します。	22 F-3
4	デイサービスセンター さくらの郷	〒505-0041 太田町26-5 ☎23-0800 FAX.23-0808	40人	6時間～7時間 7時間～8時間	医療法人運営、ショートステイ併設のデイサービスです。パワリハビリを設置、理学療法士、看護スタッフを手厚く配置しています。	2 E-4
5	デイサービス 本郷ふいふ	〒505-0027 本郷町4-9-15 ☎23-0075 FAX.23-0076	32人	6時間～7時間 7時間～8時間	1人1人に合わせた個別対応で、臨機応変に対応させて頂きます。施設感の無い、明るい雰囲気を感じて頂きたいです。お食事も心の手作り、大きなお風呂は銭湯気分、リクライニングチェアでゆっくり過ごしていただけるようになっています。見学、体験利用受付しています。	8 F-4
6	デイサービスリゾート アロハ加茂野	〒505-0052 加茂野町今泉536-1 ☎50-5163 FAX.50-7880	37人	7時間～8時間	ありそうでなかったデイサービス!運動も、遊びも、お風呂からランチメニューまで、利用されるお客様が一日の流れを選べる選択型デイサービスです。	40 A-3
7	デイサービス リゾートアロハ牧野	〒505-0016 牧野2585-10 ☎27-6888 FAX.27-6886	30人	7時間～8時間	楽しい、わくわく、生き甲斐を多彩なレクやイベントを毎週開催しています。ゆったり一人で入れるお風呂や選べるランチメニュー、運動や遊びも盛り山です!無料体験・見学いつでもOK!お客様もご家族様もスタッフもみんな笑顔の施設を目指しています!お気軽にお問合せ・ご相談下さいませ。	44 H-4
8	レッツ倶楽部 美濃加茂	〒505-0022 川合町1-18-10 ☎66-2222 FAX.66-2223	半日型: 午前20人、 午後20人 1日型:25人	半日型: 3時間15分 1日型: 7時間～8時間	半日型デイと1日型デイの複合デイサービスです。併用利用も可能ですので、様々なご要望にお応えできます。入浴も個浴ですのでゆっくりお入りいただけます。マシンリハビリ、個別訓練、歩行訓練、入浴訓練を通じてご利用者様の「できる事」を1つでも多く増やし、自立した元気な生活をサポートします!	19 G-4

■地域密着型通所介護（デイサービス）

No	事業所名	連絡先	1日の利用定員	1日の利用時間	PR/備考	マップNO
1	ありがとサン 美濃加茂	〒505-0034 古井町下古井468 セントラルビル1F ☎50-5005 FAX.50-5151	午前の部 10人 午後の部 10人	3時間10分	リハビリ・機能訓練に特化したデイサービスです。食事・入浴はありません。たのしく身体を動かして、寝たきりをしっかり予防します！ いつまでもご自宅で元気にお過ごしいただけるようサポートさせていただきます！	24 E-4

■通所リハビリテーション（デイケア）

No	事業所名	連絡先	1日の利用定員	1日の利用時間	PR/備考	マップNO
1	介護老人保健施設 中部台ケアセンター	〒505-0038 中部台6-13-5 ☎23-1155 FAX.23-1156	40人	6時間～7時間	一人一人の利用者様に合わせたリハビリを提供し、在宅の生活をサポートします。平日・土曜日・祝日は最長午後7時30分まで延長サービスを行っています。	25 E-2
2	さくらデイケアセンター	〒505-0037 前平町1-100 ☎28-6377 FAX.28-6383	40人	6時間～7時間 7時間～8時間	理学療法士、作業療法士等による個別リハビリと看護師、介護士の連携による生活支援及び健康管理を総合的にサポートしています。	18 D-4
3	さわやかリバーサイドビル デイケアセンター	〒505-0011 下米田町東橋井81-3 ☎25-5588 FAX.28-1770	35人	6時間～7時間	飛騨川を見下ろせる環境で、利用者様一人ひとりの状況に合わせて、リハビリテーション他提供いたします。見学体験はいつでもできます。気軽にご連絡下さい。	9 H-2
4	林クリニック 短時間通所 リハビリテーション	〒505-0037 前平町1-100 ☎28-6700 FAX.28-6383	30人 (各10人)	① 9:00～10:40 ② 11:00～12:40 ③ 14:00～16:00	パワーリハビリテーションの機器を導入し、広いフロアでのびのびとリハビリを行っていただけます。短時間の提供ですのでリハビリのみを行いたい方に最適です。	18 D-4
5	老人保健施設 サントピアみのかも (デイケアつむぎ)	〒505-0004 蜂屋町上蜂屋3555 ☎25-7968 FAX.25-7942	20人	6時間～7時間	認知症の軽減、悪化防止を目的としたリハビリやレクリエーションをおこない、いつまでも在宅で穏やかな生活をおくっていただけるよう努めております。	3 D-3

■福祉用具貸与・福祉用具販売

No	事業所名	連絡先	営業日	受付時間	PR/備考	マップNO
1	有限会社 エムエスサービス	〒505-0041 太田町174 ☎27-5255 FAX.66-2288	月曜日～日曜日 (不定休あり)	午前8時30分～ 午後5時30分 土・日曜日は 午前10時～ 午後4時	美濃加茂市内に本社をかまえる福祉用具事業所として迅速な対応をしています。	26 D-4

■看護小規模多機能型居宅介護

No	施設名	連絡先	登録定員	1日の利用定員	PR/備考	マップNO
1	つじが花	〒505-0051 加茂野町鷹之巣1542 ☎42-8347 FAX.28-2205	29人	通いサービス 18人 宿泊サービス 9人	看多機は顔なじみの職員から「訪問看護」「訪問介護」「デイサービス」「ショートステイ」の4つのサービスを一体的に受けられ、医療的ニーズの高い方の在宅生活を支えます。柔軟にサービスの変更に対応出来るため安心です。	34 A-3

■短期入所生活介護（ショートステイ）

No	事業所名	連絡先	1日の利用定員	PR/備考	マップ NO
1	さくらの郷(ユニット型)	〒505-0041 太田町26-5 ☎23-0800 FAX.23-0808	30人	医療機関母体のショートステイ。必要な方には理学療法士等によるリハビリを行っています。ユニット型で全室個室です。	2 E-4
2	従来型特別養護老人ホーム さわやかナーシングビル	〒505-0011 下米田町東栃井81-2 ☎25-9790 FAX.25-9977	16人	4人部屋が中心となる従来型の施設で、様々な行事や食事を提供し、利用者様と家族様に満足していただけるサービスを提供します。	9 H-2
	ユニット型特別養護老人ホーム さわやかナーシングビル		10人	全室個室の1ユニット10名定員の落ち着いた雰囲気の中、様々な行事や食事を提供し、利用者様と家族様に満足していただけるサービスを提供します。	
3	ショートステイきずな	〒505-0054 加茂野町加茂野字南野816-4 ☎27-7771 FAX.27-7772	25人	従来型個室対応のショートステイです。ご利用者様・ご家族様・職員・関わる全ての皆様との「きずな」を大切にしながら対応させていただきます。	37 B-4
4	ショートステイはなたま	〒505-0016 牧野字鳥屋野3114 ☎23-0177 FAX.23-0175	30人	ユニット型個室のショートステイです。家庭的な雰囲気の中でサービス提供させていただき、在宅介護を支援いたします。	7 H-4

■短期入所療養介護（ショートステイ）

No	事業所名	連絡先	PR/備考	マップ NO
1	介護老人保健施設 さわやかリバーサイドビル	〒505-0011 下米田町東栃井81-3 ☎25-5588 FAX.28-1770	専門スタッフによる充実したリハビリと四季折々のお食事を提供します。職員の明るい対応にて利用者様の生活を支援させていただきます。	9 H-2
2	介護老人保健施設 中部台ケアセンター	〒505-0038 中部台6-13-5 ☎23-1155 FAX.23-1156	家庭的な雰囲気の中で、自立に向けてリハビリテーションを提供しています。働く人と共に寄り添いゆったりとした生活を楽しんでいただきます。	25 E-2
3	老人保健施設 サントピアみのかも	〒505-0004 蜂屋町上蜂屋3555 ☎25-7968 FAX.25-7942	サービスを継続的に利用していただき、リハビリや必要なケア等の提供により認知症の軽減、悪化防止に努め、在宅生活を支援します。	3 D-3



■認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

No	施設名	連絡先	入所定員	PR/備考	マップNO
1	グループホーム 助一みのかも	〒505-0021 森山町5-23-3 ☎23-0823 FAX.27-2013	18人	「いつでも、どこでも、だれでも」同じ援助を笑顔で、個別に提供します。個別リハビリに力を入れ、笑顔で生き生きとした生活が送れるよう支援していきます。	27 G-3
2	グループホーム ぬくもりの里かもの	〒505-0051 加茂野町鷹之巣2239 ☎23-2015 FAX.27-1510	18人	当施設は機械浴(リフト浴)を導入している為、最期まで安全安楽に入浴を楽しんでいただけます。また、感染対策として簡易陰圧装置を各棟に導入し、災害対策としてV2H機器や太陽光発電パネルも設置しています。	28 A-2
3	グループホーム みのかもの憩	〒505-0046 西町7-101-2 ☎27-1165 FAX.28-5605	18人	「すべての人の笑顔」を目指してご家族や地域の皆様と連携し、毎日楽しみを持ち張りのある生活にできるよう支援していきます。	29 C-4
4	グループホーム 百々美濃加茂	〒505-0052 加茂野町今泉605 ☎28-0460 FAX.28-0461	18人	明るく、風通しがよくゆったりとした空間を提供しています。「家庭的な雰囲気の中で心安らく毎日」を理念とし、この理念に沿って季節に応じたリクリエーション(花見・百々祭・外食・バーベキュー・いちご狩り・クリスマス会・泊温泉旅行・遠足等)を行いながら張りとおいの生活の場を提供しています。	30 A-3
5	さわやかグループホーム 本郷	〒505-0027 本郷町3-20-15 ☎23-0345 FAX.28-7990	18人	地域や家族との関係を大切に、一人一人利用者の皆様が満足して頂けるよう支援しています。	31 F-4
6	さわやかグループホーム みのかも	〒505-0011 下米田町東柵井66-1 ☎27-5471 FAX.28-4511	18人	家庭的な雰囲気のもと『笑う門には福来る』をモットーにみなさん楽しく過ごしてみえます。	9 H-2

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

No	施設名	連絡先	入所定員	PR/備考	マップNO
1	社会福祉法人 清風会 特別養護老人ホーム ハニーヒルズ	〒505-0006 蜂屋町伊瀬540-1 ☎24-2125 FAX.24-2128	80人	「地域に根ざした温かく優しい施設」「親しみやすい生活空間」を基に、従来型の個室と多床室で、どんな様でも利用し易い費用負担でありながら充実した介護サービスを提供いたします。従来型個室60床、多床室20床(4人部屋2部屋、2人部屋6部屋)	32 C-3
2	従来型特別養護老人ホーム さわやかナーシングビル	〒505-0011 下米田町東柵井81-2 ☎25-9790 FAX.25-9977	80人	4人部屋が中心となる従来型の施設で、にぎやかで温かみのある雰囲気の中、四季折々の様々な行事や食事を楽しんでいただけます。	9 H-2
	ユニット型特別養護老人ホーム さわやかナーシングビル		50人	1ユニット10名定員の全室個室の施設です。落ち着いた家庭的な雰囲気の中、四季折々の様々な行事や食事を楽しんでいただけます。	



■介護老人保健施設

No	施設名	連絡先	入所定員	PR/備考	マップNO
1	介護老人保健施設 さわやかリバーサイドビル	〒505-0011 下米田町東橋井81-3 ☎25-5588 FAX.28-1770	94人	地域と家庭との結びつきを念頭に、明るく家庭的な雰囲気の中でスタッフ一同支援させていただきます。	9 H-2
2	介護老人保健施設 中部台ケアセンター	〒505-0038 中部台6-13-5 ☎23-1155 FAX.23-1156	100人	家庭的な雰囲気の中で、自立に向けてリハビリテーションを提供しています。働く人と共に寄り添いゆったりとした生活を楽しんでいただきます。	25 E-2
3	老人保健施設 サントピアみのかも	〒505-0004 蜂屋町上蜂屋3555 ☎25-7968 FAX.25-7942	100人	認知症の方を対象とした施設として担当医師と専門職が連携し、リハビリや必要なケア等を施し、在宅への復帰や安楽環境の提供に努めております。	3 D-3

■特定施設入居者生活介護（混合型介護付有料老人ホーム）

No	施設名	連絡先	入所定員	PR/備考	マップNO
1	介護付 有料老人ホーム更紗	〒505-0038 中部台6-1-8 ☎23-1011 FAX.23-1012	36人	ご利用者様に、「ともに暮らし」「ともに喜び」「ともに学ぶ」生活を送って頂くため、ご利用者様の声に耳を傾け、生活スタイルを大切にし、皆様が望まれる介護を提供します。	33 E-3





E

F

G

H

凡例

- 東海環状自動車道
- 国道
- 県道
- 主要道路
- 市役所
- 公共施設
- 長寿支援センター
- JR線
- ⊗ 学校



1
2
3
4
5

E

F

G

H



お問い合わせは

美濃加茂市 市民福祉部 高齢福祉課

〒505-8606 美濃加茂市太田町3431-1

☎0574-25-2111

高齢福祉課 介護保険係 (内線) 317・319・506・508

高齢福祉課 高齢福祉係 (内線) 504・505

高齢福祉課 地域包括ケア推進係 (内線) 501・502・503

見てわかる! かんたん! 介護保険

介護保険制度のしくみを
動画で説明しています。
ぜひご覧ください。

